

# 第2期 薩摩川内市自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない  
一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし  
生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現



令和6年3月  
鹿児島県 薩摩川内市



## はじめに

我が国の自殺死亡者数は、平成10年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していましたが、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、それまで「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。



このような中、本市では、「誰も自殺に追い込まれることのない、一人ひとりが『こころ』と『いのち』を大切にし、生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現」を基本理念に、平成31年3月、「薩摩川内市自殺対策計画」を策定いたしました。

その後、令和2年以降の長引くコロナ禍の影響などにより、我が国の自殺の様相にも大きな変化が現れたことから、令和4年10月、国において、「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、女性や子ども・若者への対策が強化されたところです。

本市においては、前回の計画策定以降、計画に掲げられた各事業のふり返りを毎年行うとともに、それらの取組の改善を図って参りました。最近の本市の現状としては、自殺者数はほぼ横ばいの状況ではありますが、上位の区分に女性と若者が含まれてくるなど、我が国全体と同様の傾向が見られます。

こうしたことから、このたび、近年の国や本市の動向等を踏まえ、「第2期薩摩川内市自殺対策計画」を策定いたしました。

今回の計画においては、前計画の基本理念を継承しつつ、これまでの「こころの健康等」に関する取組のほか、女性や若者に対する取組を新たに加えるなどの見直しを行いました。今後、計画に掲げた様々な自殺対策の取組を総合的に推進して参ります。

終わりに、今回の計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言をいただきました「薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会」の委員の皆様をはじめ、市民の皆様及び関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

薩摩川内市長 田中 良二



## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画策定の趣旨等                          | 1  |
| 1 計画策定の背景と趣旨                            | 3  |
| 2 計画の位置付け                               | 4  |
| 3 計画の期間                                 | 5  |
| 4 計画の数値目標                               | 5  |
| 5 SDGs との関係                             | 6  |
| 第 2 章 自殺の現状                             | 7  |
| 1 自殺に関する統計                              | 9  |
| (1) 自殺者数の推移                             | 9  |
| (2) 自殺死亡率の推移                            | 9  |
| (3) 性・年代別の自殺の現状                         | 10 |
| (4) 同居人有無別の自殺の現状                        | 11 |
| (5) 自殺者における未遂歴の割合                       | 11 |
| (6) 本市の主な自殺の特徴                          | 12 |
| 2 市民意識調査の結果                             | 13 |
| (1) 調査の概要                               | 13 |
| (2) 回答者の属性                              | 13 |
| (3) 悩みやストレスの有無                          | 14 |
| (4) 悩みやストレスを感じた時の考え方                    | 14 |
| (5) 悩みやストレスの相談方法                        | 15 |
| (6) 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時に最も利用したい専門の相談窓口 | 15 |
| (7) 専門の相談窓口を利用しない理由                     | 16 |
| (8) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応            | 16 |
| (9) 自殺対策に関する事柄についての認知度                  | 17 |
| (10) 市の自殺対策で必要と思うもの                     | 17 |
| (11) 自死遺族の支援の認知度                        | 18 |
| (12) 自殺を考えた経験                           | 18 |
| 3 第 1 期自殺対策計画の取組と評価                     | 19 |
| 第 3 章 基本的な考え方                           | 21 |
| 1 基本理念                                  | 23 |
| 2 基本方針                                  | 24 |
| (1) 生きることの包括的な支援の推進                     | 24 |
| (2) 関連分野の有機的な連携の強化                      | 25 |
| (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動            | 25 |

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| (4) 実践と啓発を両輪として推進 .....                   | 26 |
| (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 .....       | 26 |
| (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮 .....              | 26 |
| 3 施策の体系 .....                             | 27 |
| 第4章 具体的な取組 .....                          | 29 |
| 1 基本施策 .....                              | 31 |
| 基本施策1 地域・組織内におけるネットワークの強化 .....           | 31 |
| 基本施策2 市民への啓発と周知 .....                     | 32 |
| 基本施策3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上 .....        | 33 |
| 基本施策4 こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進 ..... | 35 |
| 基本施策5 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援 .....          | 38 |
| 基本施策6 地域全体の自殺リスクの低下 .....                 | 40 |
| 基本施策7 自殺未遂者の再企图防止 .....                   | 47 |
| 基本施策8 遺された人への支援 .....                     | 48 |
| 基本施策9 子ども・若者の自殺対策の更なる推進 .....             | 49 |
| 基本施策10 勤務問題による自殺対策の更なる推進 .....            | 52 |
| 基本施策11 女性への支援 .....                       | 53 |
| 2 重点施策 .....                              | 55 |
| 重点施策1 高齢者に対する取組 .....                     | 55 |
| 重点施策2 生活困窮者や職場環境に対する取組 .....              | 58 |
| 重点施策3 子ども・若者に対する取組 .....                  | 60 |
| 重点施策4 女性に対する取組 .....                      | 63 |
| 第5章 計画の推進体制・進捗管理 .....                    | 65 |
| 1 計画の推進体制 .....                           | 67 |
| 2 計画の進捗管理 .....                           | 68 |
| 資料編 .....                                 | 69 |
| 薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会設置要綱 .....              | 71 |
| 薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会委員名簿 .....              | 72 |

## 第 1 章 計画策定の趣旨等

---



## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で年間 3 万人を超える状態が続いていました。このため国は、平成 18 年 10 月 28 日に『自殺対策基本法』（以下「基本法」という。）を施行し、自殺対策の基本理念を定め、自殺対策に対する国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにしました。

また、自殺対策の総合的な推進に向けて、内閣府は『自殺総合対策会議』を設置し、平成 19 年に自殺対策の指針として『自殺総合対策大綱』（以下「大綱」という。）を示し、平成 24 年には、その見直しが行われました。

法整備等を要因とする地方公共団体等における「こころの健康づくり」や様々な施策等の取組、社会経済状況の変化等から、平成 22 年以降は自殺者数が減少傾向となり、平成 24 年には 15 年ぶりに自殺者数が 3 万人を下回りました。しかし、いまだに 2 万人を超える方が毎年自殺により亡くなる状況が続いています。これらは、国際的にみても先進国の中で自殺率が高い水準となっている我が国において自殺対策が、取り組むべき大きな課題であることは明らかです。

そのため、国は平成 28 年 4 月に基本法を改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定を義務付けました。

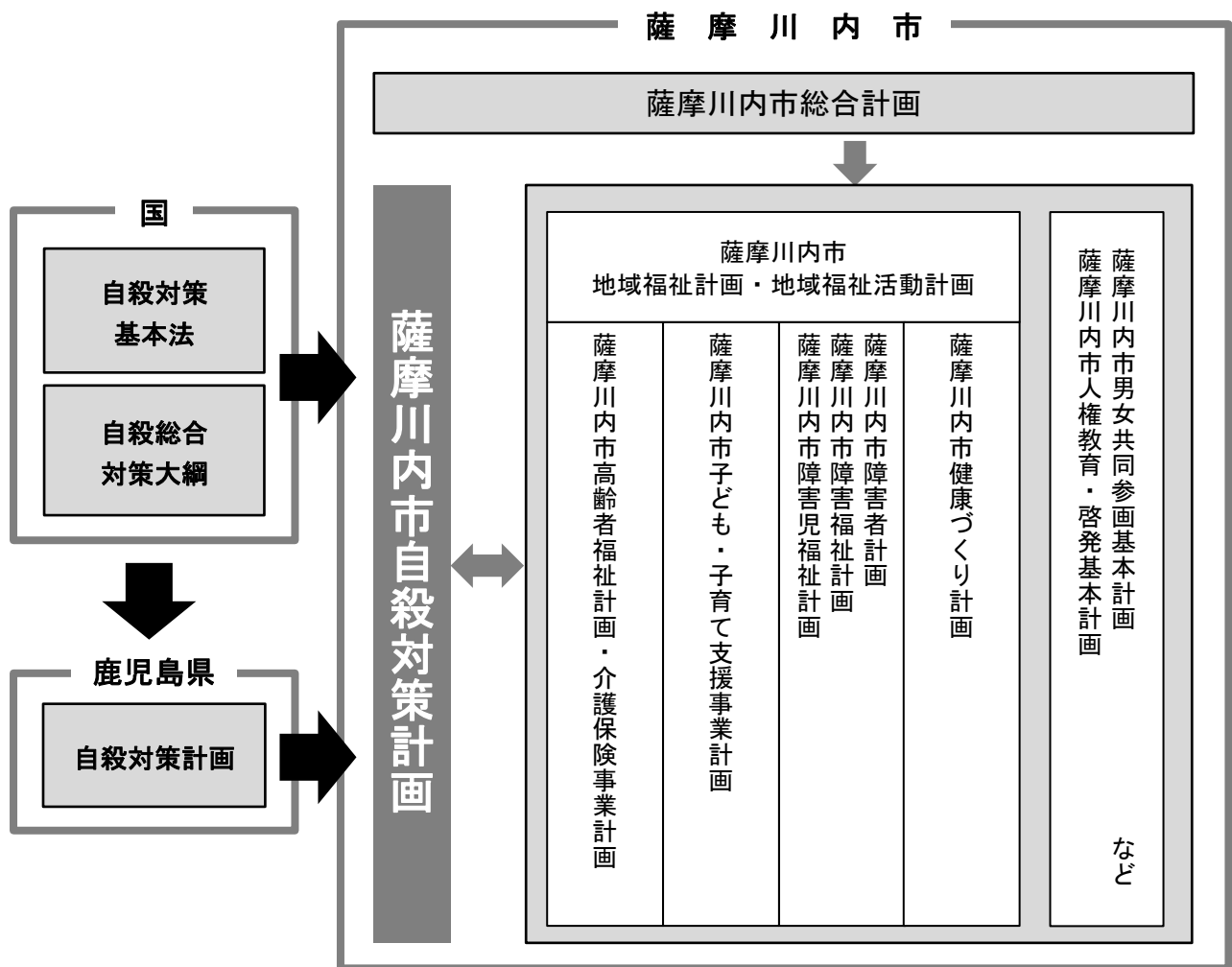
しかしながら、自殺者数は依然として 2 万人を超える水準で推移しており、さらに令和 2 年にはコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては 11 年ぶりに前年を上回りました。こうした状況を踏まえ、令和 4 年 10 月に新たな大綱が閣議決定され、女性や子ども・若者への対策が強化されました。

薩摩川内市では、平成 30 年度に「薩摩川内市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない 一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし 生きがいをもって健やかに暮らせるまち」の実現を目指して自殺対策を推進してきました。このたび、令和 5 年度に計画期間の終了を迎えることから、新たな「第 2 期薩摩川内市自殺対策計画」（以下「本計画」という。）として、本市におけるこれまでの取組をより一層発展させるとともに、国や県の動向及び地域の実情を踏まえ、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するために策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「基本法」や国の「大綱」の趣旨を踏まえ、基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、薩摩川内市総合計画の下位計画であり、本市の地域福祉計画や他の関連計画と整合性を図りながら、自殺対策の基本的な方向や具体的な推進策を明らかにするものです。



### 3 計画の期間

計画の期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 か年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、進行管理については、数値目標に基づいて、取組の進捗状況の確認と新たな課題の整理を行う形で管理評価を行い、進捗状況ならびに、国・県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討します。

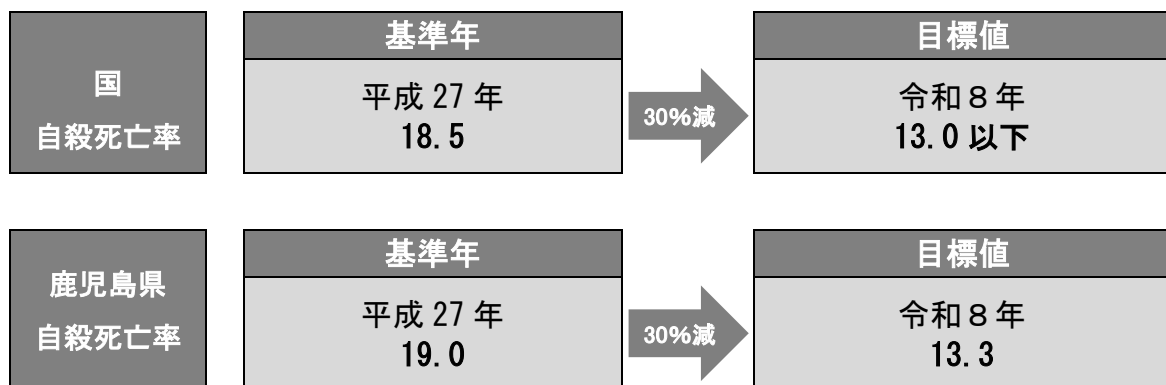
### 4 計画の数値目標

大綱における国の数値目標は、令和 8 年までに人口 10 万人あたりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 年（基準年）と比べて 30%以上減少させること。また、鹿児島県でも令和 8 年までに平成 27 年（基準年）と比べて 30%以上減少させることをそれぞれ目標としています。

そうした中、国や県の目標を踏まえつつ、本市は、平成 25 年～平成 29 年までの平均自殺死亡率 19.1 を基準とし、令和 8 年までにこれを 30%以上減少させた、13.3 以下とすることを目標値とします。



<参考>



## 5 SDGs との関係

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である SDGs の理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



※SDGs：平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。

## 第 2 章 自殺の現状

---

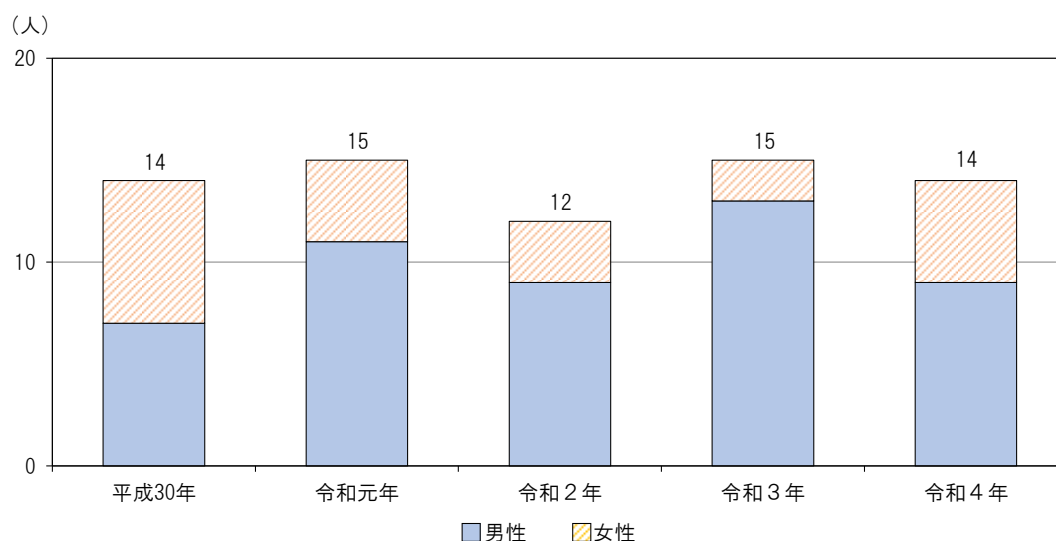


## 1 自殺に関する統計

### (1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は、平成30年から令和4年まで横ばいで推移しており、5年間の合計で70人となっています。性別でみると、令和元年以降は男性が女性の2倍以上となっています。

薩摩川内市の自殺者数の推移

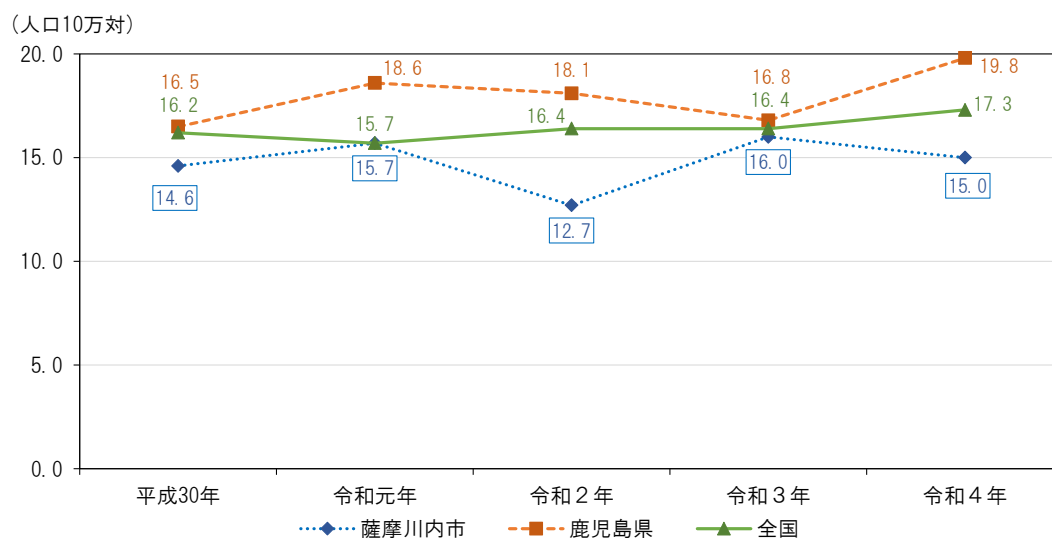


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

### (2) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率は、令和3年は16.0に増加し、鹿児島県・全国と同程度となりましたが、令和4年は15.0に減少し、鹿児島県・全国を下回っています。

自殺死亡率の推移

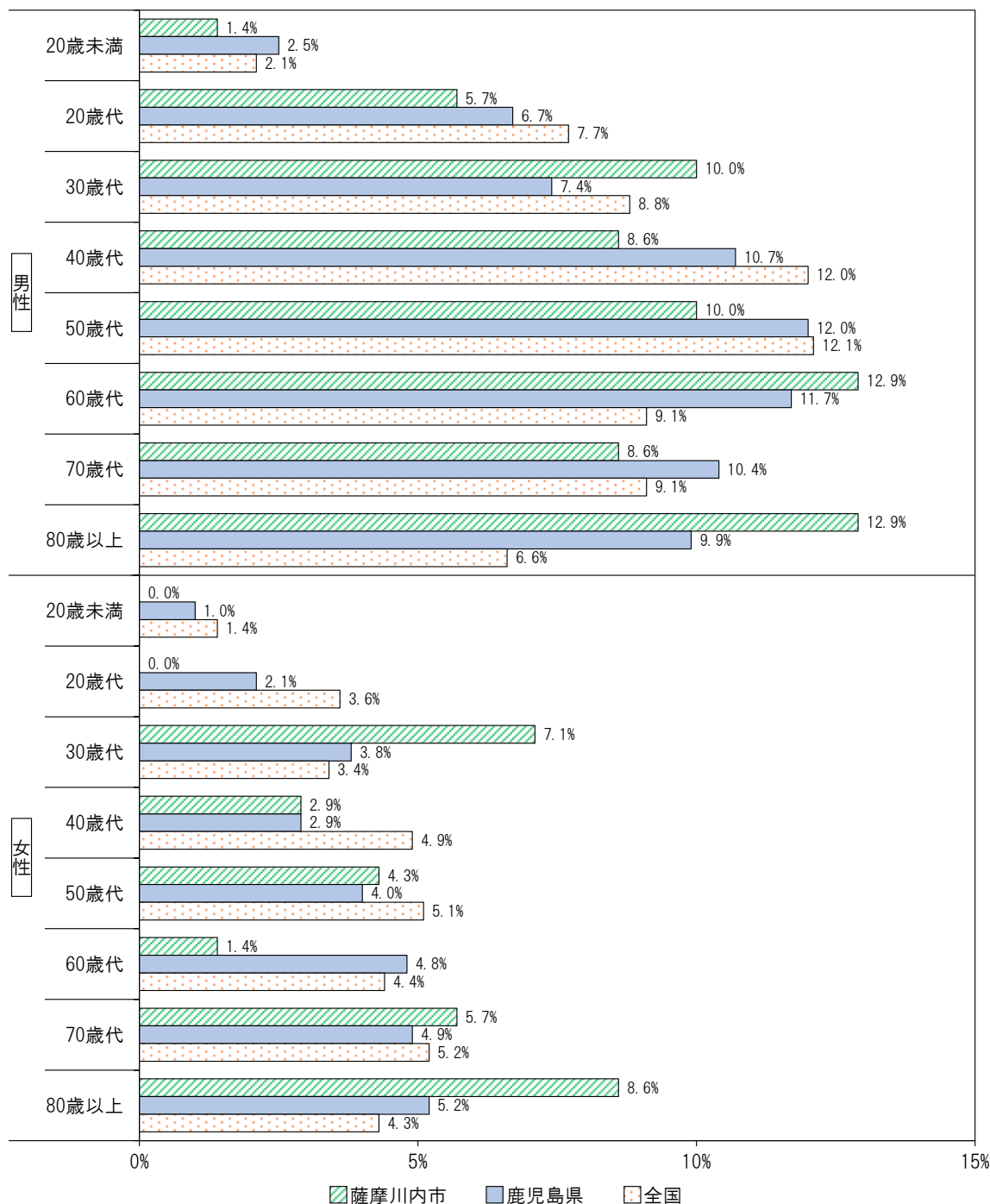


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

### (3) 性・年代別の自殺の現状

本市の自殺者数の性・年代別割合は、男性は60歳代と80歳以上、女性は80歳以上が最も高くなっており、全国・鹿児島県を上回っています。

自殺者数の性・年代別割合【平成30年～令和4年平均】

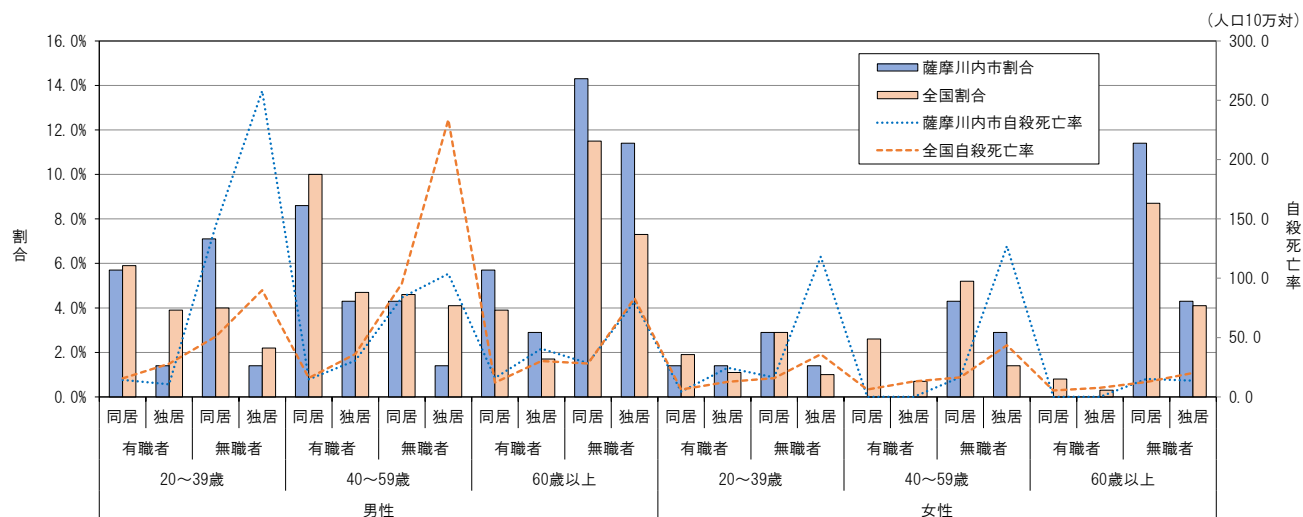


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

#### (4) 同居人有無別の自殺の現状

本市の同居人有無別の自殺の現状をみると、自殺者数の割合は、男性の20～39歳の無職者・同居、60歳以上の無職者・同居と無職者・独居、女性の60歳以上の無職者・同居が全国に比べて高くなっています。

自殺者数の割合と自殺死亡率（同居人有無別）【平成30年～令和4年合計】

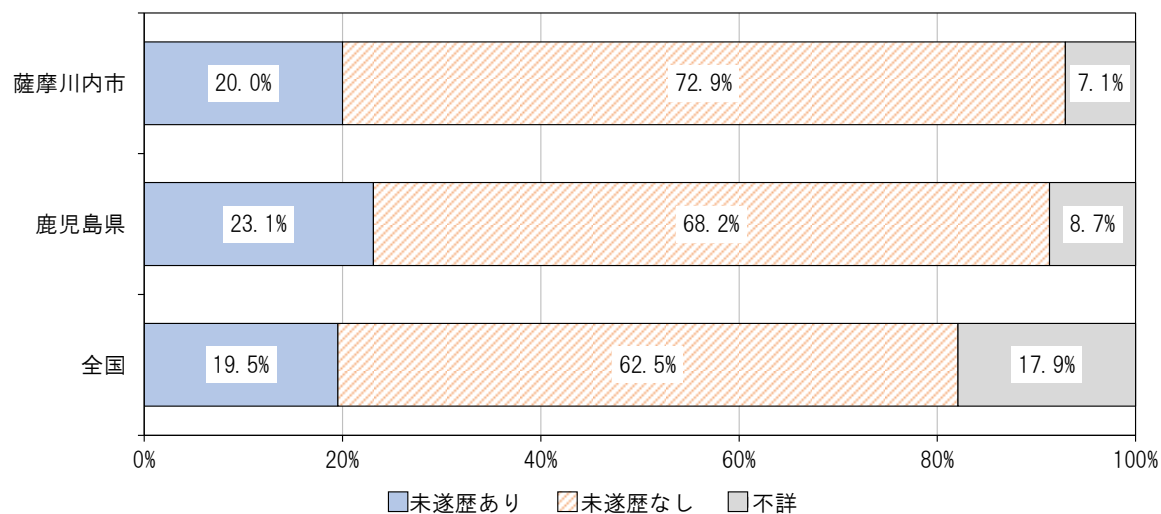


資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

#### (5) 自殺者における未遂歴の割合

本市の自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合をみると、「未遂歴あり」が20.0%で、鹿児島県・全国と同程度となっています。

自殺未遂歴の有無別自殺者数の割合【平成30年～令和4年合計】



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」

## (6) 本市の主な自殺の特徴

本市の平成 30 年～令和 4 年の 5 年間ににおける主な自殺の特徴をみると、上位 5 位に入るのは 60 歳以上の無職者が多くなっていますが、20～39 歳の若い世代もみられます。

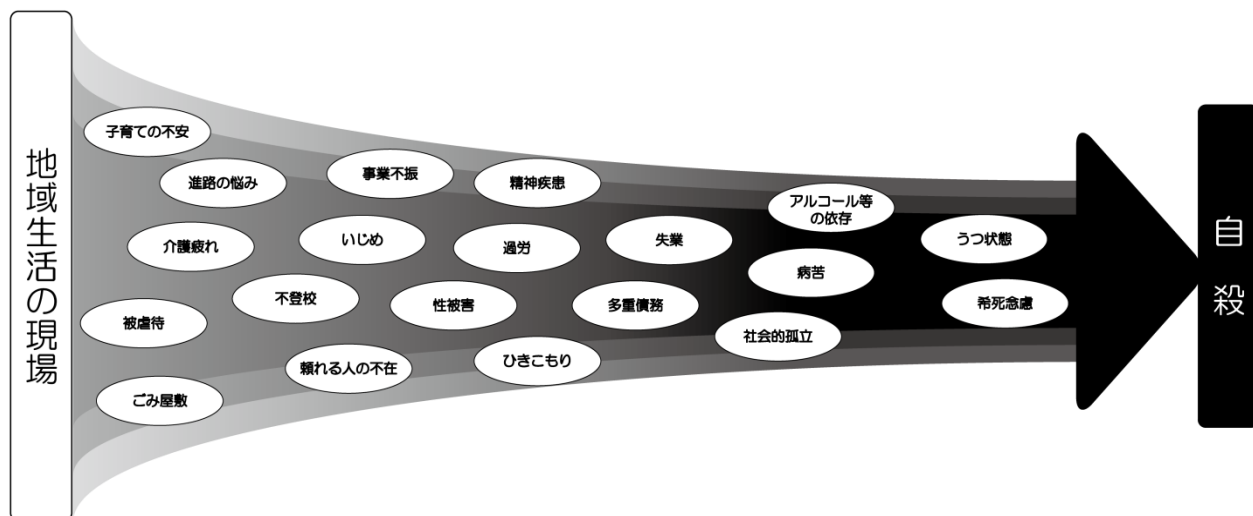
薩摩川内市の主な自殺の特徴【平成 30 年～令和 4 年合計】

| 上位 5 区分 ※1            | 自殺者数<br>5 年計 | 割合    | 自殺死亡率<br>(10 万対) ※2 | 背景にある主な自殺の危機経路 ※3                                            |
|-----------------------|--------------|-------|---------------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 位<br>男性 60 歳以上無職同居  | 10           | 14.3% | 28.4                | 失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺                                 |
| 2 位<br>男性 60 歳以上無職独居  | 8            | 11.4% | 80.4                | 失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺                                |
| 3 位<br>女性 60 歳以上無職同居  | 8            | 11.4% | 15.1                | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺                                              |
| 4 位<br>男性 40～59 歳有職同居 | 6            | 8.6%  | 14.9                | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺                             |
| 5 位<br>男性 20～39 歳無職同居 | 5            | 7.1%  | 144.4               | ①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の不和→孤立→自殺<br>②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺 |

資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール 2023」

- ※1 順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。
- ※2 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和 2 年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにて推計したもの。
- ※3 NPO 法人ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意が必要である。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



※『自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）』

## 2 市民意識調査の結果

### (1) 調査の概要

●調査対象者：薩摩川内市に住所を有する 10 代～80 代の市民 3,000 人（無作為抽出）

（抽出条件）

- 1 旧市町村単位で、人口割合を考慮
- 2 年代ごとに割合（厚労省の自殺者数）を考慮
- 3 男女比は半分ずつ

●調査期間：令和 5 年 9 月 12 日（火）～令和 5 年 9 月 30 日（土）

●調査方法：郵送による配布及び回収

●回収結果：配布数：3,000 件、有効回答数：918 件（回収率：30.6%）

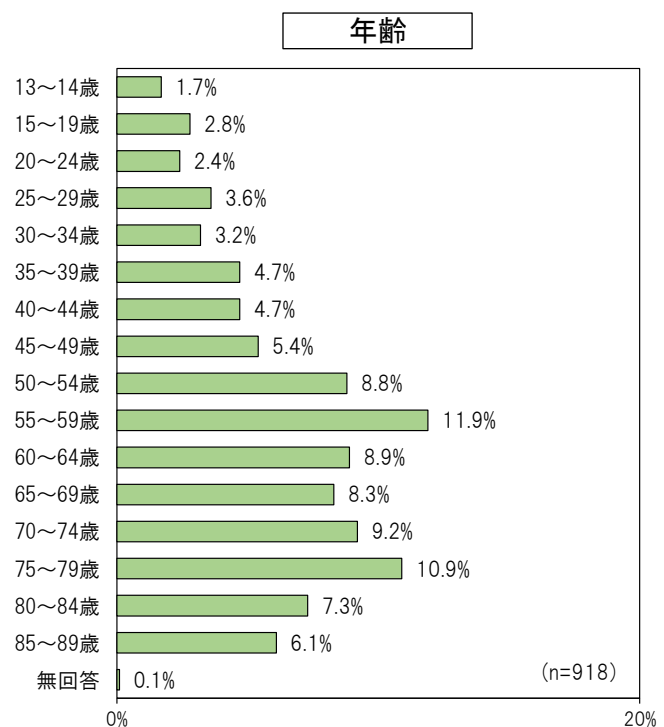
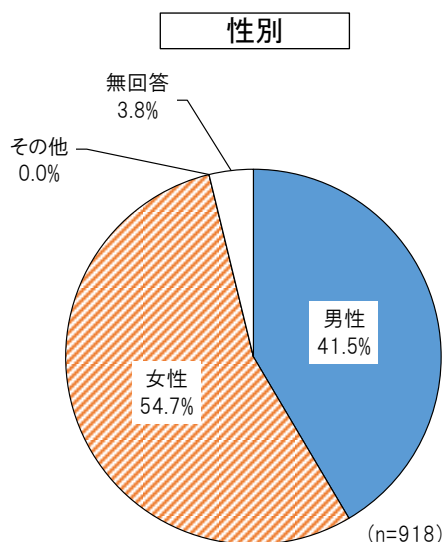
●調査結果を見る際の注意点

- ① 比率はすべて百分比で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が 100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問は、百分比の合計は 100%を超える場合があります。
- ③ グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）のことです。

### (2) 回答者の属性

回答者の性別は、男性が 41.5%、女性が 54.7%、その他が 0.0%、無回答が 3.8%となっています。

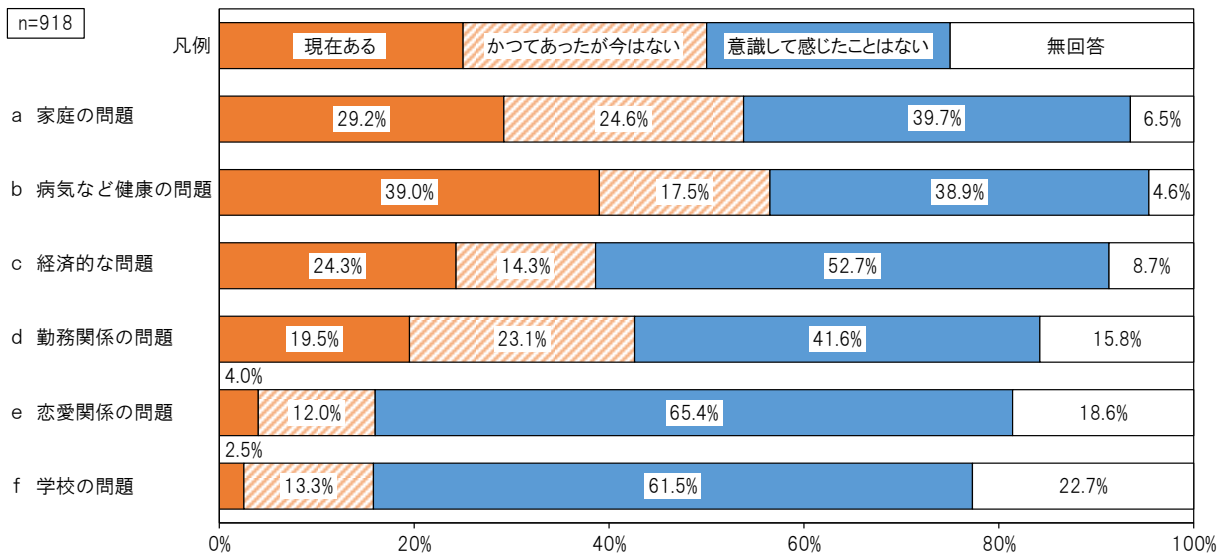
回答者の年齢は、55～59 歳の割合が 11.9%と最も高く、次いで 75～79 歳が 10.9%、70～74 歳が 9.2%となっています。



### (3) 悩みやストレスの有無

悩みやストレスの有無については、『感じたことがある』と回答した割合は、「病気など健康の問題」(56.5%)が最も高く、そのうち「現在ある」と回答した割合は約4割となっています。次いで「家庭の問題」(53.8%)、「勤務関係の問題」(42.6%)となっています。

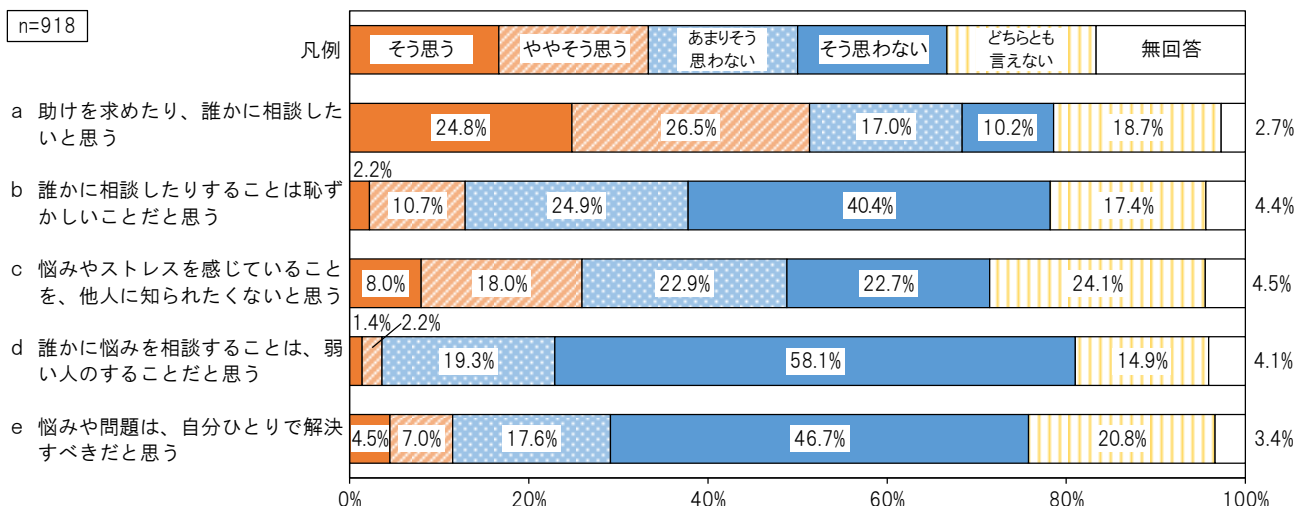
※『感じたことがある』:「現在ある」+「かつてあったが今はない」



### (4) 悩みやストレスを感じた時の考え方

悩みやストレスを感じた時の考え方については、『そう思う』と回答した割合は、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」(51.3%)が最も高く、次いで「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」(26.0%)、「誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う」(12.9%)となっています。

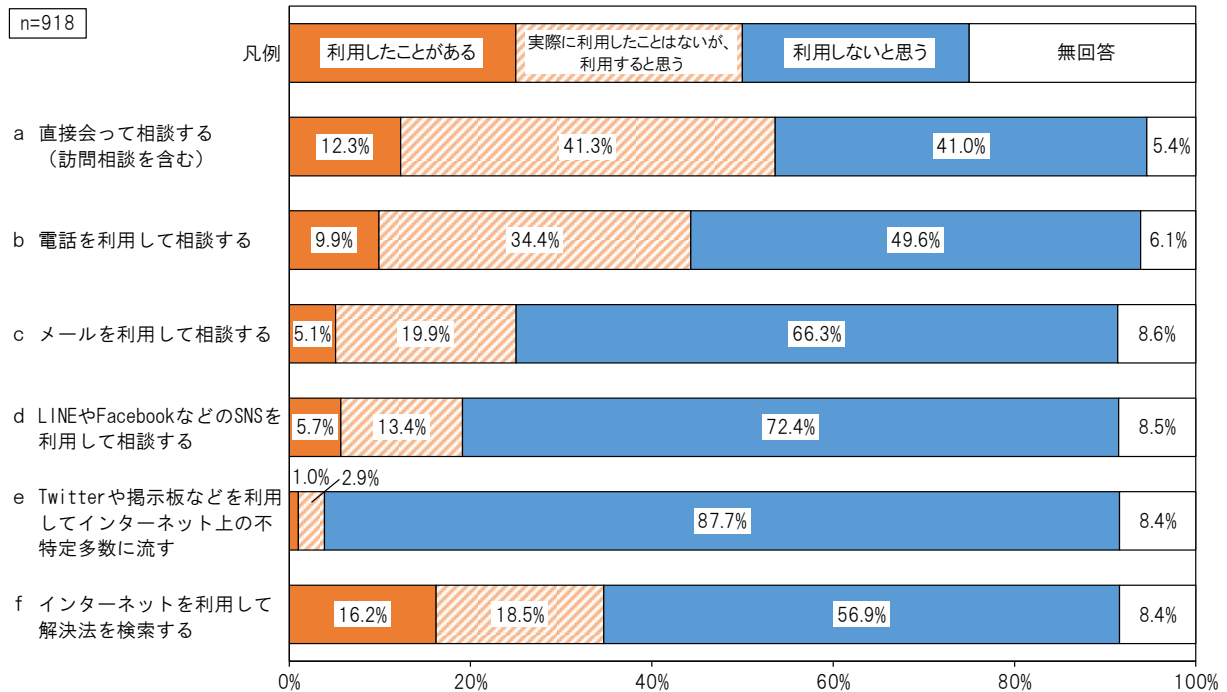
※『そう思う』:「そう思う」+「ややそう思う」



## (5) 悩みやストレスの相談方法

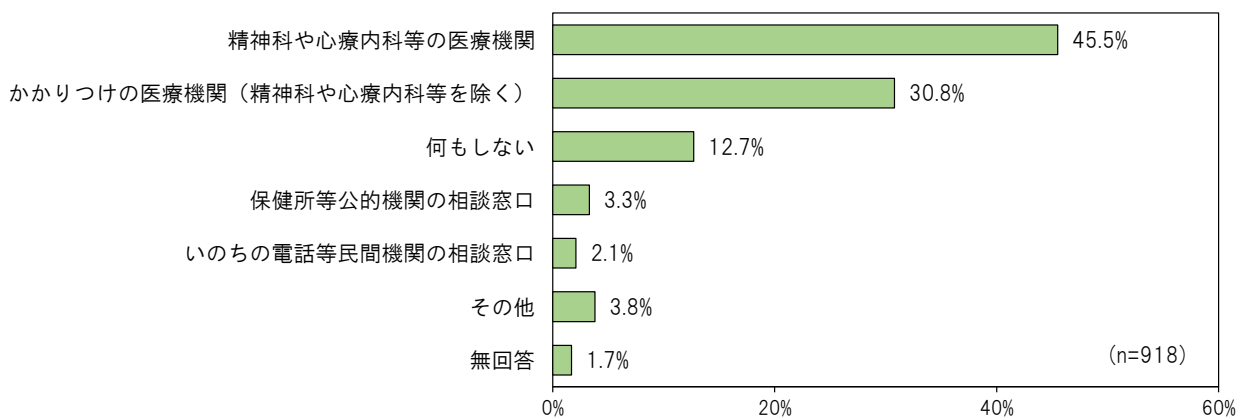
悩みやストレスの相談方法については、『利用する』と回答した割合は、「直接会って相談する（訪問相談を含む）」（53.6%）が最も高く、次いで「電話を利用して相談する」（44.3%）、「インターネットを利用して解決法を検索する」（34.7%）となっています。

※『利用する』:「利用したことがある」＋「実際に利用したことはないが、利用すると思う」



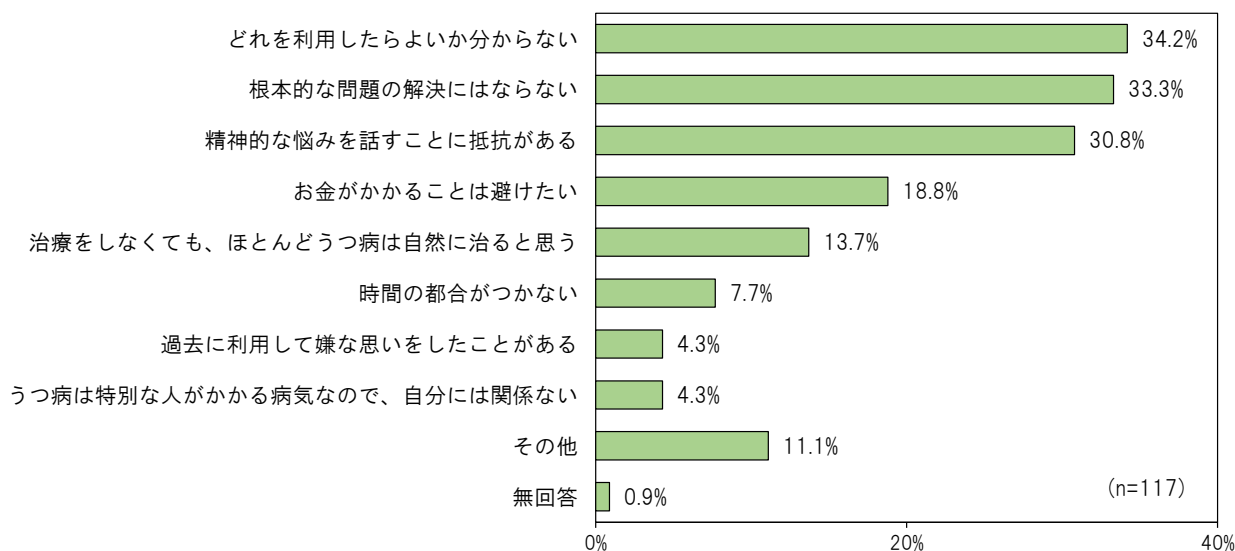
## (6) 自分自身の「うつ病のサイン」に気づいた時に最も利用したい専門の相談窓口

最も利用したい専門の相談窓口については、「精神科や心療内科等の医療機関」（45.5%）と回答した割合が最も高く、次いで「かかりつけの医療機関（精神科や心療内科等を除く）」（30.8%）、「何もしない」（12.7%）となっています。



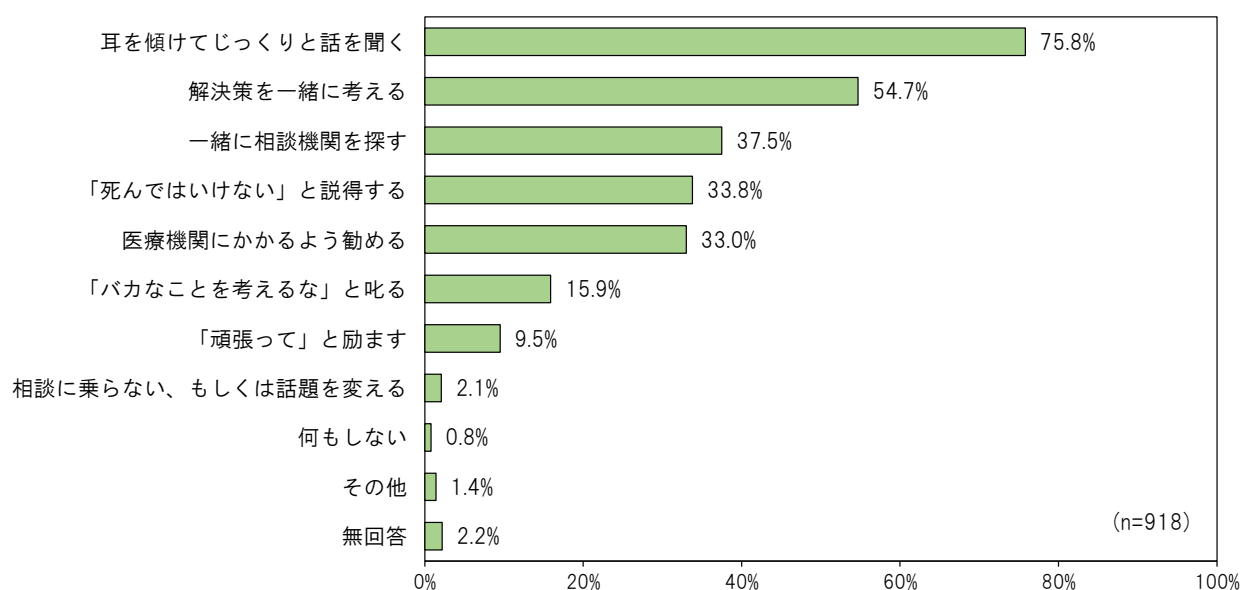
## (7) 専門の相談窓口を利用しない理由

専門の相談窓口を利用しない理由については、「どれを利用したらよいか分からない」(34.2%)と回答した割合が最も高く、次いで「根本的な問題の解決にはならない」(33.3%)、「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」(30.8%)となっています。



## (8) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応

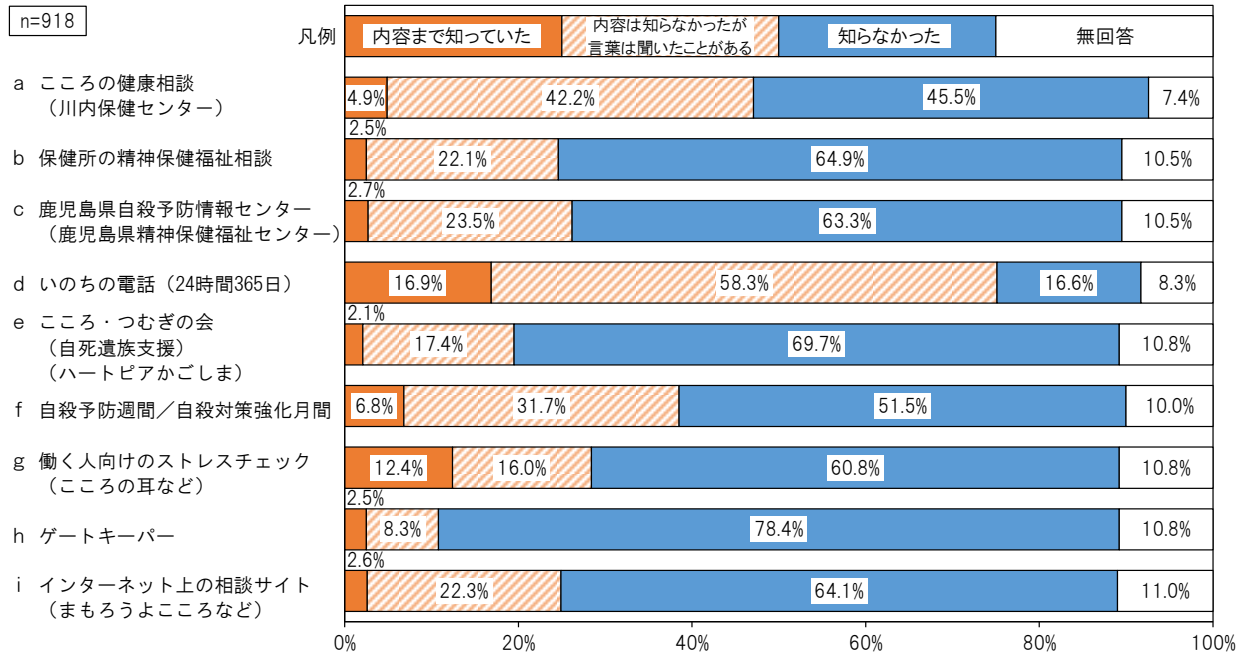
身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応については、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」(75.8%)と回答した割合が最も高く、次いで「解決策と一緒に考える」(54.7%)、「一緒に相談機関を探す」(37.5%)となっています。



## (9) 自殺対策に関する事柄についての認知度

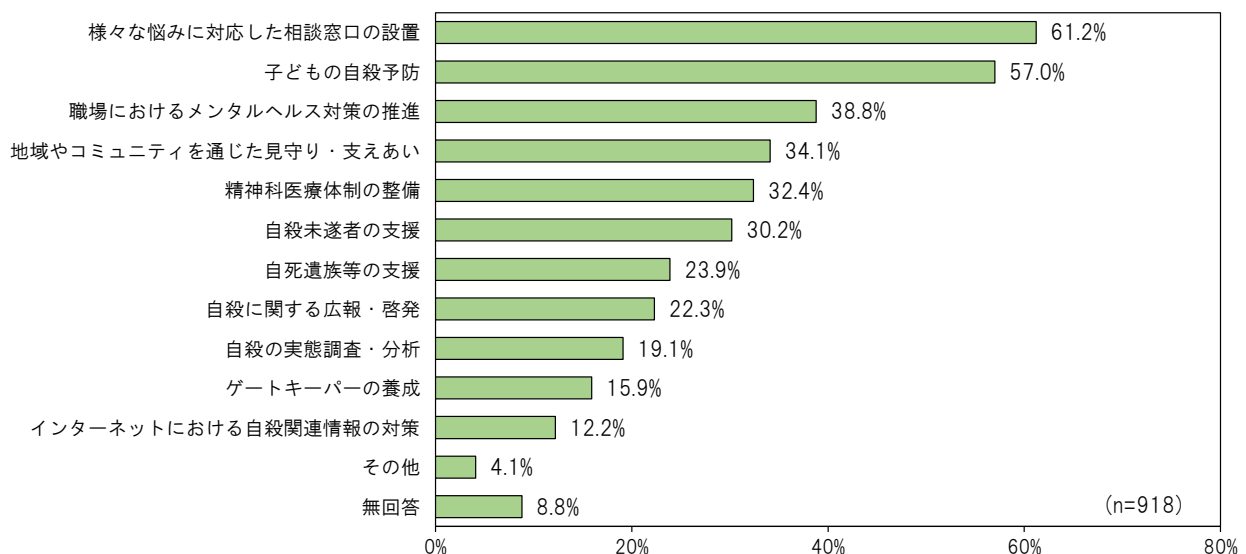
自殺対策に関する事柄についての認知度については、『知っている』と回答した割合は、「いのちの電話（24時間365日）」（75.2%）が最も高く、次いで「こころの健康相談（川内保健センター）」（47.1%）、「自殺予防週間／自殺対策強化月間」（38.5%）となっています。一方、「ゲートキーパー」については、8割弱の人が「知らなかった」と回答しています。

※『知っている』：「内容まで知っていた」＋「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」



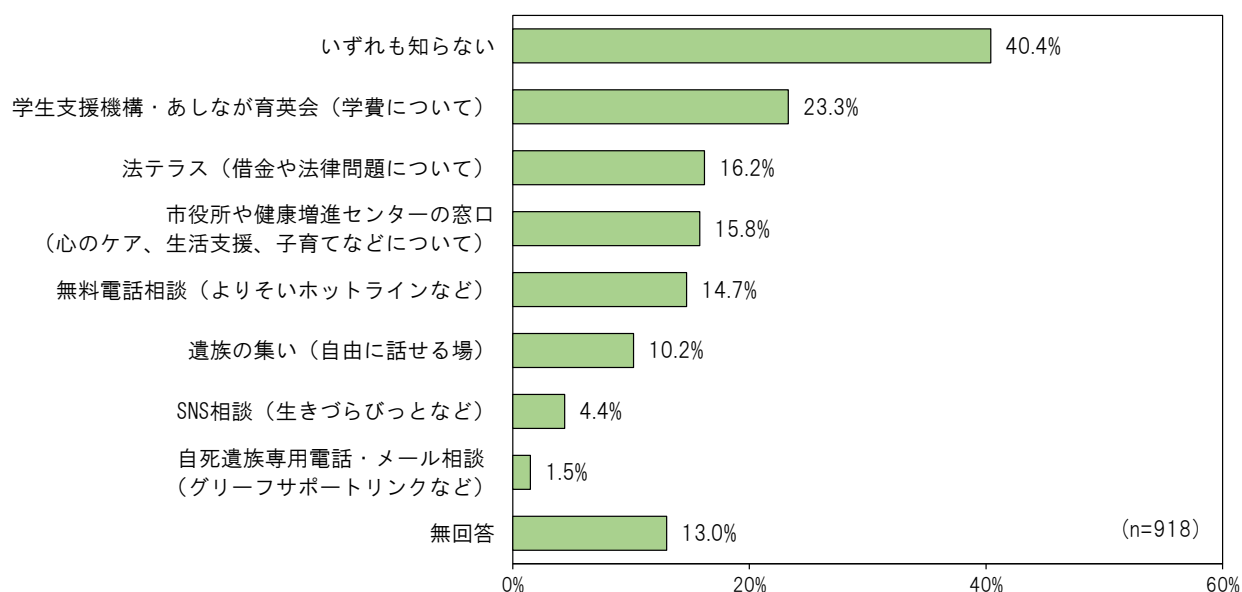
## (10) 市の自殺対策で必要と思うもの

市の自殺対策で必要と思うものについては、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」（61.2%）と回答した割合が最も高く、次いで「子どもの自殺予防」（57.0%）、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」（38.8%）となっています。



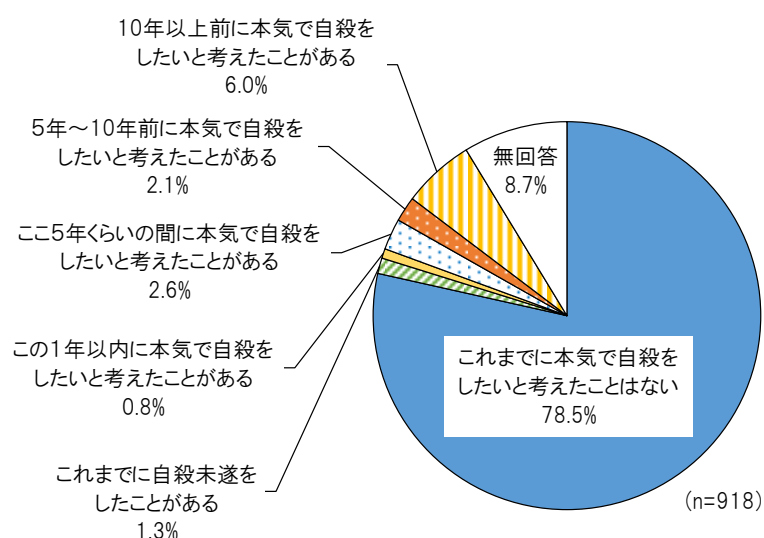
## (11) 自死遺族の支援の認知度

自死遺族の支援の認知度については、「いずれも知らない」(40.4%)と回答した割合が最も高くなっています。知っている支援では「学生支援機構・あしなが育英会(学費について)」(23.3%)が最も高く、一方、「自死遺族専用電話・メール相談(グリーフサポートリンクなど)」と「SNS相談(生きづらびっとなど)」は1割未満となっています。



## (12) 自殺を考えた経験

自殺を考えた経験については、「これまでに本気で自殺をしたいと考えたことはない」(78.5%)と回答した割合が最も高く、次いで「10年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」(6.0%)、「ここ5年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」(2.6%)となっています。



### 3 第1期自殺対策計画の取組と評価

基本施策9つに対する21の目標に対する評価結果は、16項目がおおむね達成できたと評価しています。

一方、「基本施策2」と「基本施策3」のうち、5つの項目において△や×の評価となっていますが、達成できなかった主な理由として、コロナ禍による研修会等の未実施が影響したためです。

| 基本施策                                          | 目標                                                                                                                                                                                                                              | 担当課      | 評価結果 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|------|
| <b>基本施策1</b><br>地域・組織内におけるネットワークの強化           | 1 自殺対策ネットワーク協議会(仮称)を2019年度に設置し、毎年1回以上会議を開催します。                                                                                                                                                                                  | 社会福祉課    | ○    |
|                                               | 2 自殺対策推進会議(仮称)を2019年度に設置し、毎年1回以上会議を開催します。                                                                                                                                                                                       | 社会福祉課    | ○    |
| <b>基本施策2</b><br>市民への啓発と周知                     | 1 自殺対策の理解を深めてもらうために、あらゆる機会を捉えて、リーフレット等の配布と共に啓発活動を全庁的に取り組みます。                                                                                                                                                                    | 関係各課     | △    |
|                                               | 2 自殺関連の研修会や講演会において、自殺に対する正しい知識について理解度を高め、アンケート結果で「理解できた」など、理解が深まったと判断できる回答を50%以上にします。                                                                                                                                           | 関係各課     | ×    |
|                                               | 3 「こころの健康づくり講演会」を開催し、自殺対策の普及を図ります。                                                                                                                                                                                              | 市民健康課    | ×    |
| <b>基本施策3</b><br>自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上        | 1 ゲートキーパーの養成講座(地域保健スタッフや民生委員、市民等)の受講者数を、5年間で延べ100人以上を目指します。                                                                                                                                                                     | 関係各課     | △    |
|                                               | 2 市職員が受ける自殺対策関連の研修会について年2回以上実施し、年間延べ50人以上の受講者を目指します。                                                                                                                                                                            | 関係各課     | ×    |
|                                               | 3 認知症サポーター等養成講座で、年間延べ1,000人以上の受講者を目指します。                                                                                                                                                                                        | 高齢・介護福祉課 | ○    |
| <b>基本施策4</b><br>こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりの推進 | 1 居場所づくり、ストレス解消の場所の周知と利用者を増やします。<br>・家族介護交流会<br>年間 延べ 12 回以上<br>・認知症カフェ<br>年間 延べ 20 回以上<br>・わっはっは教室<br>年間 延べ 7,150 人以上<br>・子育て支援センター<br>年間 延べ 38,000 人以上<br>・はぐHUGクラブ<br>年間 延べ 100 回<br>2,800 人以上<br>・子育てサロン<br>年間 延べ 1,200 人以上 | 高齢・介護福祉課 | ○    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                 | 子育て支援課   | ○    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                 | 社会教育課    | ○    |
|                                               | 2 イクボス宣言の推奨を継続して実施します。                                                                                                                                                                                                          | コミュニティ課  | ◎    |
|                                               |                                                                                                                                                                                                                                 |          |      |

| 基本施策                                 | 目標                                                          | 担当課            | 評価結果 |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------|------|
| <b>基本施策5</b><br>適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援 | 1 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの必要な提供体制の整備を充実させます。                    | 障害福祉課<br>市民健康課 | ○    |
|                                      | 2 依存症等に関する相談体制を充実させます。                                      | 社会福祉課<br>市民健康課 | ○    |
| <b>基本施策6</b><br>地域全体の自殺リスクの低下        | 1 窓口職員の意識を高め、関係機関との連携を充実させていきます。                            | 関係各課           | ○    |
|                                      | 2 生きることの包括的な支援として、関係機関と連携し、各事業を継続・実施していきます。                 | 関係各課           | ○    |
| <b>基本施策7</b><br>自殺未遂者の再企図防止          | 1 自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実させます。                              | 市民健康課<br>社会福祉課 | ◎    |
|                                      | 2 再企図による自殺者ゼロを目指します。                                        | 関係各課           | ○    |
| <b>基本施策8</b><br>遺された人への支援            | 1 常時サポート、支援できる体制を確保します。                                     | 関係各課           | ○    |
| <b>基本施策9</b><br>子ども・若者の自殺対策の更なる推進    | 1 小・中学校において「命の大切さを考える授業公開」を実施します。                           | 学校教育課          | ◎    |
|                                      | 2 児童・生徒の悩み等の相談ができる体制の強化に努め、心の教室やSSWなどの活用によりきめ細かな相談体制を確立します。 | 学校教育課          | ◎    |

#### 【評価結果】

|   |                     |
|---|---------------------|
| ◎ | 達成できた(80%以上)        |
| ○ | おおむね達成できた(50%以上)    |
| △ | あまり達成できなかった(20%以上)  |
| × | ほとんど達成できなかった(20%未満) |

## 第 3 章 基本的な考え方

---



## 1 基本理念

本市では、大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、「薩摩川内市総合計画」の健康づくり分野における基本目標であり、健康づくり計画の基本理念にもなっている「健やかに生き生きと暮らせるまちづくり」を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、次のとおり基本理念を定めます。

**誰も自殺に追い込まれることのない  
一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切にし  
生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現**

### ＜自殺の現状と計画における基本認識＞

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な要因が複雑に関係し、追い込まれた末の死と言えます。また、自殺行為に至った人の直前の心の状態をみると、大多数は、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していて、これらの影響により正常な判断を行えない状態となっています。

このように、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。また、全国において、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増加し、総数は11年ぶりに前年を上回っています。さらに年間自殺者数も依然として2万人を超えているという非常事態はいまだ続いており、さらなる対策を講じる必要があります。

国は、大綱（令和4年10月閣議決定）において、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識として以下を挙げています。

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

## 2 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、大綱により示された6つの基本方針に沿った、総合的な自殺対策を推進します。

### (1) 生きることの包括的な支援の推進

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として「生きる支援」に関する取組を総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人においても、地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を生きることの包括的な支援として推進します。

#### 生きることの促進要因

△将来の夢  
△家族や友人との信頼関係  
△やりがいのある仕事と趣味  
△経済的な安定  
△ライフスキル（問題対処能力）  
△社会や地域に対する信頼感  
△信仰  
△楽しかった思い出  
△自己肯定感                      など

#### 生きることの阻害要因

▼将来への不安や絶望  
▼失業や不安定雇用  
▼過重労働  
▼借金や貧困  
▼家族や周囲からの虐待、いじめ  
▼社会や地域に対する不安感  
▼病気、介護疲れ  
▼孤独  
▼役割喪失感                      など

## (2) 関連分野の有機的な連携の強化

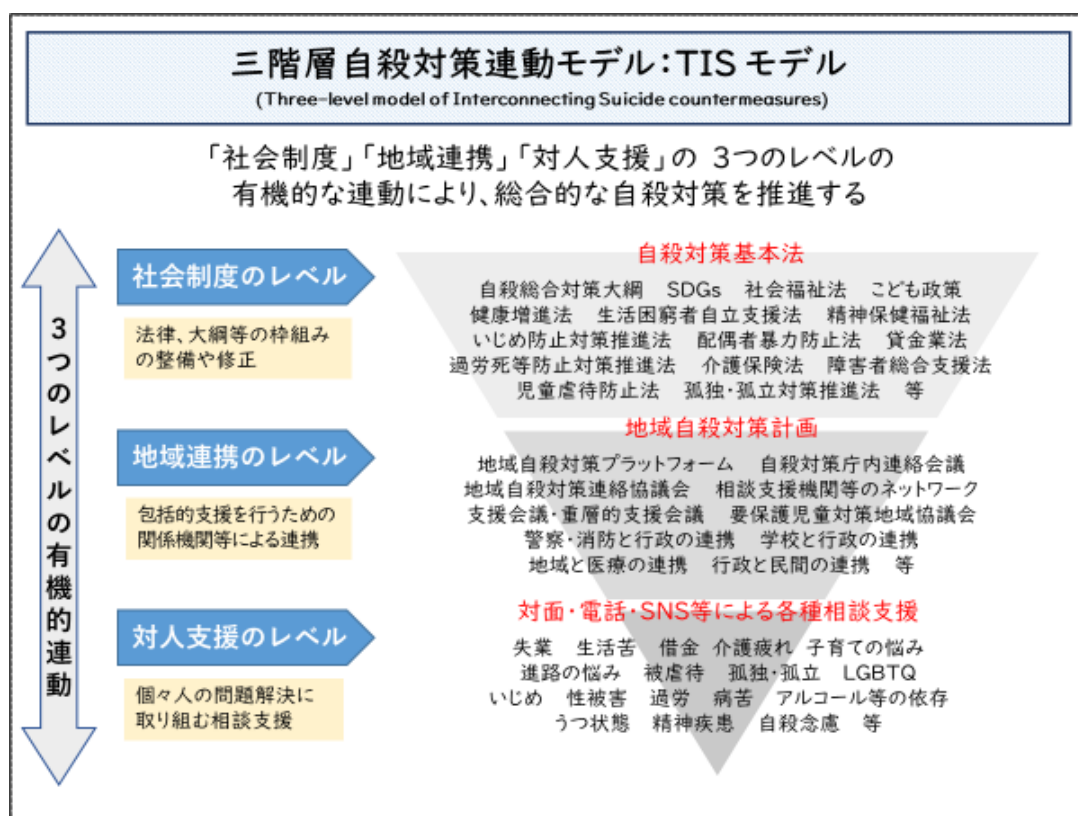
自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐために、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組を実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な要因が複雑に関係しており、様々な分野の生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

## (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連動のレベル」「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力かつ効果的に連動させ、自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。加えて、「自殺の事前対応の：更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進します。



#### **(4) 実践と啓発を両輪として推進**

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合、人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には「誰かに援助を求める」ことが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発を行います。

誰もが、身近にいるかもしれない自殺を考える人のサインに早く気づき、専門家等につなぎ、支援や指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の取組を推進します。

#### **(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進**

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化にするとともに、その情報を共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となり、それぞれができる取組を推進します。

#### **(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮**

基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを改めて認識して自殺対策に取り組んでいきます。

### 3 施策の体系

| 基本理念                                                       | 施策   | 主な事業・取組                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誰も自殺に追い込まれることのない一人ひとりが「こころ」と「いのち」を大切に生きがいをもって健やかに暮らせるまちの実現 | 基本施策 | ① 関係機関等との連携とネットワークの強化<br>② 庁内における連携体制の確保                                                                                                                 |
|                                                            |      | ① 自殺等に関する正しい知識の普及啓発の推進<br>② 市民向け研修会、イベント等の開催                                                                                                             |
|                                                            |      | ① 自殺対策の連携調整を担う人材の養成<br>② 地域保健スタッフの資質の向上<br>③ 民生委員・児童委員等への研修<br>④ 様々な分野でのゲートキーパーの養成                                                                       |
|                                                            |      | ① 地域におけるこころの健康づくり推進体系の整備<br>② 学校におけるこころの健康づくり推進体系の整備<br>③ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進                                                                             |
|                                                            |      | ① 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上<br>② 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備<br>③ うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保<br>④ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進                                     |
|                                                            |      | ① 地域における相談体制の充実<br>② 生活困窮者への支援の充実<br>③ 経営者に対する支援等の推進<br>④ 高齢者の支援事業との連携<br>⑤ 介護者への支援の充実<br>⑥ ひとり親家庭等に対する支援の充実<br>⑦ 妊産婦・育児期の保護者への支援の充実<br>⑧ 人権に関する理解促進、相談等 |
|                                                            |      | ① 自殺未遂者等への支援                                                                                                                                             |
|                                                            |      | ① 遺族等に対する支援<br>② 遺児等への支援                                                                                                                                 |
|                                                            |      | ① 児童・生徒への支援の充実<br>② SOSの出し方に関する教育の推進<br>③ 子どもへの支援の充実<br>④ 若者への支援の充実                                                                                      |
|                                                            |      | ① ハラスメント防止対策の推進<br>② 失業者対策取組の推進                                                                                                                          |
|                                                            |      | ① 妊産婦への支援の充実<br>② 顕在化した課題や問題を抱える女性支援                                                                                                                     |
|                                                            | 重点施策 | ① 包括的な支援のための連携推進<br>② 地域における要介護者に対する支援<br>③ 高齢者の健康不安に対する支援<br>④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防<br>⑤ 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援                                                |
|                                                            |      | ① 他機関とのネットワークの構築と相談窓口の充実<br>② 生活困窮者を抱えたハイリスク者に対する個別支援<br>③ 勤務問題によるリスク低減に向けた支援を早期につなぐための連携の強化<br>④ 経営上の問題や課題等の相談支援<br>⑤ ハラスメント対策など労働者の働きやすい環境づくりの整備       |
|                                                            |      | ① 児童・生徒への支援の充実<br>② SOSの出し方に関する教育の推進<br>③ 子どもへの支援の充実<br>④ 若者への支援の充実                                                                                      |
|                                                            |      | ① 妊産婦への支援の充実<br>② 顕在化した課題や問題を抱える女性支援                                                                                                                     |



## 第 4 章 具体的な取組

---



## 1 基本施策

本市における自殺対策は、いのち支える自殺対策推進センターが定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市の自殺の現状を踏まえて、以下を基本施策として推進します。



### 基本施策 1 地域・組織内におけるネットワークの強化

計画に基づき各種施策を推進するために、民間団体を含む関係団体による自殺対策ネットワーク協議会と関係部局における自殺対策推進会議を開催し、また適切な相談場所につなぐ支援ができるように連携の強化を図ります。

地域や庁内における人材・資源などを把握し、様々な分野の取組と連携させ、実践的に取り組む体制を確立します。

#### ① 関係機関等との連携とネットワークの強化

| 事業・取組         | 内 容                                                                                                        | 担当課      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 自殺対策ネットワーク協議会 | 行政、関係機関や民間団体で構成する協議会を開催し、関係機関との連携を強化し、地域社会全体での取組を推進します。                                                    | 社会福祉課    |
| 健康づくり推進協議会    | 行政や各種団体等で構成する健康づくり推進協議会において、自殺対策事業の情報発信を行い、住民への知識の普及を図り、関係者との連携を強化します。                                     | 市民健康課    |
| 地域見守りネットワーク事業 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、行政、協力機関、団体などで「さつませんだい見守りネットワーク」事業に取り組んでいます。関係機関と連絡・連携を図り、援助・支援を更に強化していきます。 | 社会福祉課    |
| 地域包括支援センター事業  | 地域包括支援センターの設置・運営に関する協議調整や地域包括ケア基盤整備、地域の関係者間のネットワーク構築などを行います。                                               | 高齢・介護福祉課 |

#### ② 庁内における連携体制の確保

| 事業・取組    | 内 容                                                         | 担当課   |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 自殺対策推進会議 | 庁内の幅広い関係部局の参画により、庁内での横断的な体制を整え、各部署と連携し、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。 | 社会福祉課 |

#### 【目 標】

- 1 自殺対策ネットワーク協議会を毎年開催します。
- 2 自殺対策推進会議を毎年開催します。

## 基本施策 2 市民への啓発と周知



自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきという自殺対策の趣旨について、市民の理解と関心を深めます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を取り除くとともに、自殺対策における市民の役割等についても、理解と関心が深まるように、広報活動、教育活動等を通じて理解促進と普及啓発事業を展開します。

### ① 自殺等に関する正しい知識の普及啓発の推進

| 事業・取組                   | 内 容                                                                                | 担当課   |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発      | 毎年9月（自殺予防デー、自殺予防週間）と3月（自殺対策強化月間）に、自殺防止の啓発を行います。保健センター内で掲示ブースを作り情報発信を行います。          | 市民健康課 |
| 人権啓発                    | 人権の研修会等の中で自殺について言及し、自殺対策に関する啓発を行います。                                               | 市民課   |
| 自殺やうつ病等の精神疾患に関する知識の普及啓発 | 広報紙等にうつ病等への対応に関する内容を記載し、うつ病等に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、自殺とうつ病等の関連について掲載し、知識の普及啓発を行います。 | 市民健康課 |
| 青少年健全育成の啓発              | 少年愛護センターにおいて、青少年の健全育成のために「愛護センターだより」を作成し、活動の普及啓発に努め、保護者等への情報の周知を図ります。              | 社会教育課 |

### ② 市民向け研修会、イベント等の開催

| 事業・取組  | 内 容                                                                                                        | 担当課   |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 市民大学講座 | 公民館において、各種市民大学講座を開催し、学習機会の提供や支援を行い、専門知識や技術を持った人材の掘り起こし、生涯学習の推進を図ります。生きがいづくりのため、各年代に応じた講座を開設し、学習機会の充実を図ります。 | 社会教育課 |

### 【目 標】

- 1 自殺対策の理解を深めてもらうために、あらゆる機会を捉えて、リーフレット等の配布と共に啓発活動を全庁的に取り組みます。
- 2 自殺関連の研修会等において、自殺に対する正しい知識について理解度を高めます。

### 基本施策 3 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上



自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー※」などの役割を担う人材を育成するため、自殺対策に係る人材の確保、養成、資質の向上に努めます。更に、川薩保健所等が実施しているゲートキーパー養成講座への参加を促します。

また、民生委員・児童委員やボランティアなどの地域で自殺対策に取り組む人や団体等の活動を支援し、連携を深めるなど、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

#### ① 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

| 事業・取組                       | 内 容                                                                                      | 担当課   |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 全職員                         | 職員研修の一つとしてメンタルヘルス対策を導入し、全庁的に自殺対策を推進するためのベースを作ります。(新任研修、職員研修、管理職研修など)                     | 総務課   |
| 相談支援担当職員                    | 相談支援担当職員にゲートキーパー養成講座を受講してもらうことで、気づき役と自殺対策の視点をもってもらい、資質の向上を図ります。                          | 社会福祉課 |
| 納税相談担当職員                    | 納税相談を通じて、相談者の生活面での深刻な問題等の状況を把握し、必要に応じて支援機関につなぐ等、気づき役やつなぎ役としての役割を担っていけるように、職員の資質の向上を図ります。 | 収納課   |
| 国民年金に係る各種申請書類等の受付事務担当職員     | 受付事務に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点に成りうるため職員に資質の向上を図ります。                 | 保険年金課 |
| 後期高齢者医療事務における各種申請書の受付事務担当職員 | 受付事務に際して、当事者や家族等と対面で対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点に成りうるため、職員の資質の向上を図ります。                | 保険年金課 |
| 子ども会組織委員                    | 子ども会組織委員の活性化、活動の充実を図り、育成指導員への研修会受講を促します。                                                 | 社会教育課 |

#### ※ゲートキーパーとは

悩んでいる人（自殺の危険を示すサイン）に気づき、適切な対応を図ることができる人

#### ゲートキーパーの役割

**気づき**：家族や仲間の変化に気づいて声をかける

**傾 聴**：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

**つなぎ**：早めに専門家に相談するように促す

**見守り**：温かく寄り添いながら、じっくり見守る

## ② 地域保健スタッフの資質の向上

| 事業・取組                                    | 内 容                                                                                                                    | 担当課               |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 食生活改善推進員、母子保健推進委員、介護予防事業リーダー、健やか支援アドバイザー | 自殺対策各種事業の紹介・情報発信を行います。食生活改善推進員、母子保健推進委員、介護予防事業リーダー、健やか支援アドバイザーに対し、メンタルヘルスの情報発信を行い、うつ予防の意識を持ち、活動してもらい、必要時支援がつながるようにします。 | 市民健康課<br>高齢・介護福祉課 |
| ゲートキーパー養成                                | ゲートキーパーの役割を広く周知するとともに、地域の支援者などに養成講座を受講してもらい、悩んでいる人（自殺の危険を示すサイン）に気づき、適切な対応を図ることができる人材を養成します。                            | 社会福祉課<br>市民健康課    |

## ③ 民生委員・児童委員等への研修

| 事業・取組        | 内 容                                             | 担当課   |
|--------------|-------------------------------------------------|-------|
| ゲートキーパーの養成促進 | 自殺予防に関する知識の普及啓発とゲートキーパー養成講座などの受講により、資質の向上を図ります。 | 社会福祉課 |

## ④ 様々な分野でのゲートキーパーの養成

| 事業・取組                     | 内 容                                                                                                  | 担当課      |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 認知症サポーター等養成講座             | 認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。<br>（認知症の家族にかかる負担は大きいため、地域で認知症の方や家族の方を見守り、声かけを行い、支援します。） | 高齢・介護福祉課 |
| 防災サポーター、消費生活相談員、原子力安全訪問員等 | ゲートキーパー養成講座への受講を促し、適切な対応や支援ができる人材を養成します。                                                             | 社会福祉課    |

## 【目 標】

- 1 ゲートキーパーの養成講座（地域保健スタッフや民生委員、市民等）の受講者数を、5年間で延べ100人以上を目指します。
- 2 市職員が受ける自殺対策関連の研修会を実施し、年間延べ50人以上の受講者を目指します。
- 3 認知症サポーター等養成講座で、年間延べ1,000人以上の受講者を目指します。

## 基本施策 4 こころの健康を支援する環境の整備と こころの健康づくりの推進



自殺の原因となり得るストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、こころの健康保持・増進のためメンタルヘルス対策を推進し、地域、学校、職場における環境改善を働きかけます。

### ① 地域におけるこころの健康づくり推進体系の整備

| 事業・取組        | 内 容                                                                                             | 担当課          |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 居場所づくり等支援    | 介護を行う人が参加する「家族介護者交流会」、認知症家族や本人が参加する「認知症カフェ」を開催し、居場所づくり、ストレス解消、リフレッシュの場を提供します。                   | 高齢・介護福祉課     |
|              | ふれあい・いきいきサロンは、地域の高齢者が気軽に集まり、見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加を目的とした集いの場を公民館など身近な公共施設等で行っています。             | 高齢・介護福祉課     |
|              | 子育て支援センター等において、親子が気軽集える場を提供するとともに、子育て全般に関する支援を行います。                                             | 子育て支援課       |
|              | 育児リフレッシュ事業「はぐHUGクラブ」を実施し、講演会や触れ合い、交流の場として、親子で参加し、保護者の育児に係る不安や疲れなどの解消を図り、生き生きと生活できるよう子育て支援を行います。 | 子育て支援課       |
|              | 子育て親子が集い、交流できる場「子育てサロン」を設け、子育ての悩み等の負担軽減を図ります。参加者の潜在的リスクを察知し、早期に相談に繋がれるようにします。                   | 社会教育課        |
| こころの健康相談     | 月1回（予約制）臨床心理士による健康相談を実施します。こころの病がある、眠れない等の訴えがある方は、自殺のハイリスク者です。相談をきっかけに次の支援へつなげていきます。            | 市民健康課        |
| 地域・家庭・職場での推進 | 40歳未満の国民健康保険加入者を対象として健康診断やメンタルヘルスチェックを実施し、心身の状態を把握し、かつ病気の早期発見、早期対応などにもつなげ、健康づくりを支援します。          | 保険年金課        |
|              | 各種医療保険者に加入していない者（生活保護者等）に対して、一般健康診査を実施し、心身の状態を把握し、必要時支援につなげるようにしていきます。                          | 市民健康課<br>保護課 |
|              | 各種健康相談、家庭訪問、健康教育等を行い、家庭や地域における健康づくりを支援します。                                                      | 市民健康課        |

| 事業・取組        | 内 容                                                                                                                                                                                                 | 担当課   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 重複・多剤服薬者等対策  | 訪問指導の際に、現状の生活状況や不安要素などについて聞き取り、自殺リスクが高いと判断した場合に、他機関につなぐことで、自殺リスク軽減につながるように支援します。                                                                                                                    | 保険年金課 |
| エイズ・性感染症相談周知 | 県と合同でエイズ・性感染症相談周知活動を行います。疾患に罹患した際には、生きることの包括的な支援が必要になる場合もあるため、情報の周知を行うことで住民の意識の醸成を図り、必要な人に支援が届くようにします。                                                                                              | 市民健康課 |
| 少年愛護センター     | 少年愛護センターにおける各取組により青少年の非行防止、健全育成を図ります。<br>(1) 街頭補導<br>(2) 相談窓口の設置<br>(3) 少年愛護委員委嘱及び連絡会の開催<br>(4) 青少年健全育成のための広報啓発活動<br>(愛護センターだよりの作成)<br>街頭補導や相談窓口業務を行う中で、青少年からの「SOS」の信号をキャッチし、自殺等の早期発見、抑止になるように努めます。 | 社会教育課 |
| 子ども会組織       | 子ども会組織の活性化、活動の充実を図るため、子ども会育成連絡会への補助を行い、活動を支援します。<br>育成指導員に研修を受講してもらうことで、子どもに対する見守りの強化と問題の早期発見・早期対応を図れるように努めます。                                                                                      | 社会教育課 |
| P T A 組織の充実  | P T A 組織の活性化、活動の充実及び研修会や家庭教育学級において、講演を行うことにより、保護者間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができるようにします。                                                                                                             | 社会教育課 |

## ② 学校におけるこころの健康づくり推進体系の整備

| 事業・取組     | 内 容                                                                                                                                                        | 担当課   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 心の教室相談員配置 | 市内9中学校に4人の相談員を配置し、学校生活に不安や課題を抱えている児童生徒や保護者からの相談を受けています。また、授業以外の時間で声かけを行い、いじめの早期発見・早期解決や再発防止を図っていきます。<br>いじめを受けた児童生徒が助けを求められる環境づくりや体制づくり（子ども110番）等を行っていきます。 | 学校教育課 |
| 教育相談      | 学校やスマイルルームで、又は家庭訪問を行い、教育相談やカウンセリングを行います。                                                                                                                   | 学校教育課 |

### ③ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

| 事業・取組     | 内 容                                                                                                                                 | 担当課     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| イクボス宣言の推奨 | イクボスの輪を市内全域に広げていくため、事業所からの「イクボス宣言」を推奨し、紹介することで気運の醸成を図ります。<br>イクボス宣言は、ワークライフバランスの実現に寄与するものであり、事業所が職場のメンタルヘルス向上に取り組む動機付けになるように取り組みます。 | コミュニティ課 |

### 【目 標】

- 居場所づくり、ストレス解消の場所の周知と利用者を増やします。
  - ・ 家族介護交流会 : 年間 延べ 12 回以上
  - ・ 認知症カフェ : 年間 延べ 20 回以上
  - ・ 子育て支援センター : 年間 延べ 38,000 人以上
  - ・ ふれあい・いきいきサロン : 年間延べ 60,000 人以上
  - ・ はぐHUGクラブ : 年間 延べ 100 回 2,800 人以上
  - ・ 子育てサロン : 年間 延べ 840 人以上
- イクボス宣言の推奨を継続して実施します。

## 基本施策 5 適切な精神保健医療福祉サービスの利用支援



自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を推進します。また、医療につながった後も、その人が抱える様々な問題・課題に包括的に対応できるよう精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切なサービスを利用できるように支援します。

なお、医療機関における川薩地区G-Pネット（一般診療科医・薬剤師・精神科医の連携）の周知を図り、情報連携を充実させ、うつ病患者の早期発見・早期治療等につなげていきます。

### ① 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

| 事業・取組               | 内 容                                                                           | 担当課            |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 精神保健医療福祉サービスの提供     | 医療、保健、福祉等の支援が必要な人に対し、関連する施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。               | 障害福祉課<br>市民健康課 |
| 自立支援医療制度の活用（精神通院医療） | 精神疾患の治療のために、継続的な通院治療を指定医療機関で受ける場合に、原則として医療費の1割の自己負担となるよう、公費負担し、自己負担の軽減につなげます。 | 障害福祉課          |

### ② 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

| 事業・取組                  | 内 容                                                                                                                          | 担当課                               |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供 | 幼稚園や保育所入所者等で発達障害が疑われる子どもとその保護者に対し、子どもの発達確認や接し方の助言・相談を行います。<br>また、療育に関わる関係機関と連携を図り、適切に対応します。                                  | 市民健康課<br>障害福祉課<br>子育て支援課<br>学校教育課 |
|                        | 障害者基幹相談支援センター等において、心理的支援が必要と思われる子どもとその保護者に対し相談支援を行い、必要に応じ、医療・福祉の支援につなぎます。<br>また、障害者自立支援協議会において関係機関と連携し、必要な支援が受けられる体制整備に努めます。 | 障害福祉課                             |

### ③ うつ病の懸念がある人の把握と相談機会の確保

| 事業・取組               | 内 容                                                                            | 担当課   |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 産後うつ病の早期発見（スクリーニング） | 産婦健診や産婦・新生児訪問指導等で産後うつ病のスクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見・治療につながるよう、適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。 | 市民健康課 |
| 精神科医による離島巡回相談       | 精神科医が定期的に離島の巡回相談を行い、問題を抱えているケースに対して対応を行います。（下甕地域/月1回）                          | 市民健康課 |

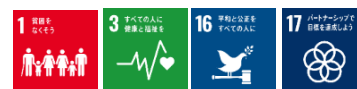
### ④ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

| 事業・取組               | 内 容                                      | 担当課                     |
|---------------------|------------------------------------------|-------------------------|
| アルコールに関する正しい知識の普及啓発 | 適正飲酒について情報発信を行い、アルコール問題について啓発を行います。      | 市民健康課                   |
| アルコール依存症等に関する相談     | アルコール依存症等に関する問題を抱える方、またはその家族等への相談を実施します。 | 市民健康課<br>社会福祉課<br>障害福祉課 |
| 依存症等に関する相談体制        | ギャンブルやネット依存症等に関する問題を抱える方への相談を実施します。      | 社会福祉課                   |

### 【目 標】

- 1 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの必要な提供体制の整備を充実させます。
- 2 依存症等に関する相談体制を充実させます。

## 基本施策 6 地域全体の自殺リスクの低下



自殺のリスクを低下させるため、保健・福祉をはじめ様々な分野において、支援・相談体制の充実や相談窓口情報等をわかりやすく発信するとともに、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して喪失感を抱えた中高年男性等、孤立のリスクを抱える人が、孤立する前に、地域とのつながり、支援とつながることができるよう、居場所づくり等の充実を図ります。

### ① 地域における相談体制の充実

| 事業・取組                               | 内 容                                                                                                                                               | 担当課                                                                                                               |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市の相談窓口                              | 相談事業を実施する課において、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。                                                                                              | 市民健康課<br>市民課<br>社会福祉課<br>障害福祉課<br>高齢・介護福祉課<br>保険年金課<br>子育て支援課<br>税務課<br>収納課<br>学校教育課<br>経済政策課<br>コミュニティ課<br>防災安全課 |
| 納税相談                                | 市税等（市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税）の納税や後期高齢保険料、介護保険料の納付に関する相談を行うほか、関連する相談に対応できるような連携体制を図ります。                                                      | 収納課<br>保険年金課<br>高齢・介護福祉課                                                                                          |
| 障害者に関する相談<br>（身体・知的・精神<br>障害者（児）相談） | 障害者の有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談を行います。また、その環境や状況に応じて、本人の選択に基づき適切なサービスが総合的・効果的に提供されるよう調整を行い、適切な支援機関につなぎます。                            | 障害福祉課                                                                                                             |
| 無料相談窓口                              | 心配ごと相談、弁護士による法律全般の相談、司法書士による多重債務問題等の相談、行政書士会による悩みごと相談の開催をするとともに、相談の周知を図ります。                                                                       | 社会福祉課                                                                                                             |
| 女性活躍推進事業                            | 男女共同参画センターにおいて、男女を問わず様々な問題を抱える人を支援する相談窓口の設置とともに、相談につながりづらい女性や女兒を、必要な相談支援につなげることを目的として、関係機関と連携した女性の相談窓口を設置します。<br>また、女性に寄り添った支援として生理用品の無償提供を実施します。 | コミュニティ課                                                                                                           |

| 事業・取組           | 内 容                                                                                                                  | 担当課                 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 女性・家庭児童相談       | 女性が抱える様々な悩み事に対し、生活環境、相談者の心境を把握し、困難を抱えた女性を支援員が関係機関と連携しながら支援します。                                                       | 社会福祉課               |
| 消費生活相談          | 消費生活に関する各種相談ケースの聞き取りの中で、生活環境、相談者の心境を把握し、関係機関へ繋ぐなどの支援をします。                                                            | 社会福祉課               |
| 消費者ホットライン       | 消費生活に関することで困ったときは、専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や斡旋などを行います。                                                | 社会福祉課<br>(消費生活センター) |
| 虐待防止支援          | 高齢者や障害者等の各種相談ケースの聞き取りの中で、生活環境、相談者の心境を把握し、関係機関と連携しながら支援を行います。                                                         | 社会福祉課               |
| 成年後見制度利用支援      | 認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障のある者であり、かつ身寄りがない高齢者に対し、本人を法的に支援します。                                      | 社会福祉課               |
| 民生委員・児童委員見守り    | 高齢者等を対象に、委員の訪問による日頃からの声かけや見守り活動を行い、問題を抱えていた場合は、関係機関につなぐなどの支援を行います。                                                   | 社会福祉課               |
| ファミリー・サポート・センター | まかせて会員（支援者）が、おねがい会員（保護者）の育児に関する相談相手となり、内容によっては市につないだりすることで、保護者の育児不安等の解消につなげます。                                       | 子育て支援課              |
| 子ども子育て利用者支援     | 子育て支援員が問題を抱える保護者がいた場合に気づきやつなぎ役としての役割を担い、支援します。                                                                       | 子育て支援課              |
| 母子保健事業          | 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する悩み等に円滑に対応し、さらに切れ目のない支援体制を強化します。<br>育児不安やその他家庭問題を抱え、うつになるリスクが高い子育て世代に対し、切れ目のない包括的支援を提供します。 | 市民健康課               |
| 青少年なやみ相談        | 青少年の悩み相談に対応するため、電話等による相談窓口を開設しています。子どもたちのＳＯＳに真摯に耳を傾け、関係機関と連携を図りながら、解決に向けた支援を行います。                                    | 社会教育課               |

## ② 生活困窮者への支援の充実

| 事業・取組         | 内 容                                                                                                                                                                          | 担当課   |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 関係機関において、すでに生活困窮の端緒を把握している人が確実に相談支援につなげる体制を整備していきます。<br>生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズに応じた各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を実施していきます。<br>支援調整会議等で保健師、ソーシャルワーカーなど加わり、支援事案の共有化を図ります。 | 社会福祉課 |
| 生活保護制度        | 生活に困窮している人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長します。<br>生活保護利用者の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。                                                                     | 保護課   |
| 被保護者就労支援事業    | 現に生活保護を受けている人の自立の助長を図る観点から、就労支援を強化するために就労支援員を配置し、ハローワーク川内との連携により就業に向けた支援を行います。                                                                                               | 保護課   |

## ③ 経営者に対する支援等の推進

| 事業・取組    | 内 容                                              | 担当課   |
|----------|--------------------------------------------------|-------|
| 地域経済対策事業 | 経営上の様々な課題に関して、関係機関と連携し、経営者の問題状況を把握し、支援につなげていきます。 | 経済政策課 |
| 企業支援事業   | 経営者の負担の軽減、経営の安定化、従業員の福祉の増進、雇用の安定に資する支援に取り組みます。   | 経済政策課 |

## ④ 高齢者の支援事業との連携

| 事業・取組       | 内 容                                                                                                                       | 担当課      |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 緊急通報体制等整備事業 | 高齢者が安心して自宅で生活ができるように、緊急通報サービスを受けることが必要と判断された者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、体調急変時や転倒して自ら起き上がれない場合等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るなどの支援を行います。    | 高齢・介護福祉課 |
| 高齢者相談事業     | 高齢者等の相談を総合的に受け、介護保険や必要と思われる制度、地域資源の情報提供など行い支援します。<br>高齢者等の様々な相談について、本人、家族等に寄り添い、抱え込まずに行政や地域資源をうまく利用しながら地域で生活できるよう支援を行います。 | 高齢・介護福祉課 |

| 事業・取組          | 内 容                                                                                                                                           | 担当課      |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 介護予防元気度アップ事業   | 介護予防を目的とした元気度アップ事業を通して、高齢者の地域貢献や社会参加を促すことで閉じこもりや引きこもりなどの孤独や孤立を予防します。                                                                          | 高齢・介護福祉課 |
| 高齢者クラブ助成事業     | 高齢者クラブが行う生きがいづくりや、健康づくり、相互扶助及び地域貢献活動を通じた、明るい長寿社会づくりその活動に対し、助成・支援を行っていきます。                                                                     | 高齢・介護福祉課 |
| 高齢者訪問給食サービス事業  | 食事を確保することが困難な高齢者で、健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図り、かつ、安否確認もでき、配食を通じて見守りを行います。                                                                          | 高齢・介護福祉課 |
| 養護老人ホームへの入所    | 65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の支援を行います。                                                                                                        | 高齢・介護福祉課 |
| 高齢者住宅等安心確保事業   | 市営・県営住宅のうち、高齢者用に整備されて住宅に入居する高齢者世帯に、生活援助員による安否確認や生活相談への対応を行い、高齢者の生活面と健康面の不安解消につなげます。                                                           | 高齢・介護福祉課 |
| 生活指導型ショートステイ事業 | 疾病ではないが、体調が不調な状態に陥った高齢者等を養護老人ホームに一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調の調整を図るなどの支援を行います。                                                                 | 高齢・介護福祉課 |
| 高齢者日常生活用具給付等事業 | 心身が弱くなってきた高齢者のために火災報知機、自動消火器、電気調理器などの日常生活用具を給付します。                                                                                            | 高齢・介護福祉課 |
| 地域包括支援センター事業   | 高齢者の相談窓口として、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために介護サービス、福祉、医療、権利擁護等様々なサービスを包括的、継続的に提供し、支援を行います。<br>保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が連携し、本人や家族等に寄り添い、支援を行います。 | 高齢・介護福祉課 |

## ⑤ 介護者への支援の充実

| 事業・取組      | 内 容                                                                                                          | 担当課      |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 家族介護者交流会   | 介護をしている家族のよりどころとして悩みの共有や情報交換、介護の勉強会などを行います。<br>介護をされている方々の息抜きの場所、介護の悩み、困っていることを何でも話せる「居場所」として、今後とも取り組んでいきます。 | 高齢・介護福祉課 |
| ねたきり老人介護手当 | 在宅の要介護者の介護者に対し、ねたきり老人介護手当を支給することにより、介護者の労をねぎらい、介護者を支援します。                                                    | 高齢・介護福祉課 |

| 事業・取組     | 内 容                                                          | 担当課      |
|-----------|--------------------------------------------------------------|----------|
| 介護用品購入費助成 | 要介護者の介護に必要な介護用品の支給を行うことにより、要介護者の属する家庭の経済的負担の軽減を図り、介護者を支援します。 | 高齢・介護福祉課 |

## ⑥ ひとり親家庭等に対する支援の充実

| 事業・取組           | 内 容                                                                                                                               | 担当課    |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ひとり親家庭等医療費助成事業  | 18 歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭の保護者や児童の医療費の自己負担分を助成します。<br>助成することで児童の病状の重篤化を防ぐとともに、医療機関において、保護者の健康や育児に対する不安や悩み、児童への暴力・虐待の発見につながるよう連携を図ります。 | 子育て支援課 |
| 児童扶養手当給付事業      | 児童を監護しているひとり親家庭等の保護者等に児童扶養手当を支給することで、保護者の育児に要する経済的負担の軽減を図ります。<br>受給者や扶養義務者の家族構成や就労、所得の状況等を通じて、家庭環境の概要を把握し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。     | 子育て支援課 |
| 母子寡婦家庭自立支援給付金事業 | ひとり親家庭等の保護者が、就労するにあたって必要な技能を身に付け、将来、経済的に自立することを支援するとともに、育児不安の解消の一助となるように支援を行います。                                                  | 子育て支援課 |
| 高等職業訓練促進給付金等事業  | 母子家庭の母、父子家庭の父の就業のための資格取得を促進するため、技能訓練を受ける方へ給付金を支給します。                                                                              | 子育て支援課 |

## ⑦ 妊産婦・育児期の保護者への支援の充実

| 事業・取組    | 内 容                                                                                                                                                           | 担当課   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 母子健康手帳交付 | 妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付します。<br>母子手帳交付時に産前産後のメンタルヘルス（産後うつ等）について周知し、産後うつ予防や妊婦自身や家族が必要に応じて相談できる体制を整えます。<br>また、精神疾患の既往がある、不安が強いと思われる妊婦を把握し、医療機関と連携しながら早期から支援を行います。 | 市民健康課 |

| 事業・取組       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課   |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 新生児訪問指導     | <p>新生児および産婦に対し、指定指導者（保健師・助産師）による家庭訪問を行い、必要な保健指導を実施します。</p> <p>育児への不安等から、うつリスクを抱える可能性のある産後に助産師や保健師が家庭訪問し、母子の心身の状況を把握、適切な助言・指導を提供することで、リスクを軽減します。また、リスクを抱えた母子の継続支援を行うことで自殺予防を含めた包括的支援を提供していきます。</p>                                                                                                                    | 市民健康課 |
| 母子保健推進員訪問活動 | 母子保健推進員を通して、妊娠8か月の妊婦及び生後2か月児を対象に家庭訪問を実施し、育児状況の確認、情報提供を行います。                                                                                                                                                                                                                                                          | 市民健康課 |
| 乳幼児健康診査     | <p>乳幼児期に健康診査及び歯科健康診査を行うことにより、育児に関する情報の提供や保健指導・栄養指導・歯科指導等を行い、育児不安を軽減し、保護者が健やかに子どもを育てることができるよう支援します。また、乳幼児の発育・発達の確認及び健康障害の早期発見を図ります。</p> <p>6か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査を集団で実施します。</p> <p>育児ストレスを増加させる要因となる児の疾患や障害、発育発達の遅れを早期発見し、保健師が面接において、適切な助言や支援を行うことで育児不安や育児ストレス等のリスク軽減を図り、必要時、関係機関へつなぐ等の対応を取ることで包括的支援を提供していきます。</p> | 市民健康課 |
| 産後ケア事業      | <p>出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が、助産所または産後ケアを実施する医療機関に入所して、母体の保護・保健指導等のサービスを受ける支援を推進します。</p> <p>育児への不安等から、うつリスクを抱える可能性のある出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供することでリスク軽減を図り、退院後も他専門機関と連携して支援を継続することで育児不安や自殺リスクの軽減を図っていきます。</p>                                                                                                      | 市民健康課 |
| 離乳食教室       | <p>保護者に対し、離乳食について学び、交流する場を提供します。</p> <p>親が不安や悩みを抱えやすい離乳食、その他の問題に対し、教室を通じて不安や悩みを解消し、支援の機会となるように支援します。</p>                                                                                                                                                                                                             | 市民健康課 |
| 母子相談        | <p>子どもの発育・発達等について、来所等による相談する場を提供します。</p> <p>子どもの成長発達や育児に関する様々な悩み等について、相談に応じることで、不安の解消や問題を早期に発見し対応していきます。</p>                                                                                                                                                                                                         | 市民健康課 |

| 事業・取組    | 内 容                                                                                                                                                        | 担当課   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師等がその居宅を訪問して、養育に関する指導・助言を行うことにより、育児不安の解消や産後うつ病予防、さらに児童虐待防止に取り組めます。                                                            | 市民健康課 |
| 親子教室     | 親が子どもの発達の遅れや異常に早く気付いて受容し、早期治療や適切な療育につなげることで、子どもの心身の順調な発達・発達を促すための教室を毎月2回実施します。<br>必要な時は、関係機関へつなぐ等の対応を取ることで包括的支援の提供を行います。                                   | 市民健康課 |
| こども発達相談  | 幼児健診に心理相談員を配置し、子どもの発達等に気がかりがある保護者が相談の機会を提供します。<br>親の育児ストレス、不達成感につながりやすい子どもの発達上の問題に関して、専門家が相談に応じることで、親の負担や不安感の軽減につながります。必要時、関係機関へつなぐ等の対応を取ることで包括的な支援を提供します。 | 市民健康課 |
| 養育医療給付   | 経済不安や育児負担により、産後うつ等のリスクの高くなる未熟児の保護者に対して医療費の負担軽減を図るとともに、家庭訪問等による支援を行います。                                                                                     | 市民健康課 |

## ⑧ 人権に関する理解促進、相談等

| 事業・取組      | 内 容                                                               | 担当課   |
|------------|-------------------------------------------------------------------|-------|
| 人権に関する相談   | いじめや差別等の人権に関する相談について、特設相談窓口の開設や人権擁護委員による相談を行います。                  | 市民課   |
| 人権の尊重の理解促進 | 人権擁護委員をはじめ、法務局、鹿児島県人権啓発活動地域ネットワーク協議会と協力し、人権の尊重に関し、啓発活動を実施します。     | 市民課   |
|            | 様々な人権課題に関する情報提供や学習機会を設けることで、意識啓発を図るとともに、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を推進します。 | 学校教育課 |
| 人権教育の実施    | 人権を大切にすることを育むため、人権擁護委員による「人権教室」を実施します。                            | 市民課   |

## 【目 標】

- 1 窓口職員の意識を高め、関係機関との連携を充実させていきます。
- 2 生きることの包括的な支援として、関係機関と連携し、各事業を継続・実施していきます。

## 基本施策 7 自殺未遂者の再企図防止



自殺未遂者は、自殺未遂歴のない人に比べて、再度自殺を図る可能性が高くなるといわれています。再企図を防ぐためには、医療機関に搬送された自殺未遂者が、地域に戻った後も、精神科医療や自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要であることから、関係機関等と連携し、相談体制の充実に努めます。

また、居場所づくりや、家族等身近な支援者に対する支援の体制整備を進めます。

### ① 自殺未遂者への支援

| 事業・取組         | 内 容                                                                                | 担当課                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談体制支援の整備     | 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実するとともに、保健所・医療機関等との情報共有及びそれに対する支援体制を整えます。 | 市民健康課                                                                                                    |
| 地域移行・地域定着支援事業 | 障害者が地域で自立した生活を営むため、関係機関と連携しながら、必要な支援の提供ができるよう努めます。                                 | 障害福祉課                                                                                                    |
| 無料相談窓口        | 心配ごと相談、弁護士による法律全般の相談、司法書士による多重債務問題等の相談、行政書士会による悩みごと相談の開催をするとともに、相談の周知を図ります。        | 社会福祉課                                                                                                    |
| 市の相談窓口        | 相談事業を実施する課において、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。                               | 市民健康課<br>市民課<br>社会福祉課<br>高齢・介護福祉課<br>保険年金課<br>子育て支援課<br>税務課<br>収納課<br>学校教育課<br>経済政策課<br>コミュニティ課<br>防災安全課 |

### 【目 標】

- 1 自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制を充実させます。
- 2 再企図による自殺者ゼロを目指します。

## 基本施策 8 遺された人への支援



自殺防止を図るとともに、自殺により遺された親族等や、自殺があった場合にその周りの人々に対する心理的ケアなど、支援の充実を図ることが重要です。

遺された人が必要とする支援に関する情報の提供、相談体制の充実に努めます。

### ① 遺族等に対する支援

| 事業・取組  | 内 容                                                     | 担当課                                                                                                      |
|--------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 支援体制   | 自殺により遺された親族等の支援に係る必要な情報を提供するとともに、必要に応じ保健師等による相談体制を整えます。 | 市民健康課                                                                                                    |
| 市の相談窓口 | 相談事業を実施する課において、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。    | 市民健康課<br>市民課<br>社会福祉課<br>高齢・介護福祉課<br>保険年金課<br>子育て支援課<br>税務課<br>収納課<br>学校教育課<br>経済政策課<br>コミュニティ課<br>防災安全課 |

### ② 遺児等への支援

| 事業・取組 | 内 容                                           | 担当課    |
|-------|-----------------------------------------------|--------|
| 遺児支援  | 児童扶養手当によりひとり親家庭を支援します。                        | 子育て支援課 |
|       | 18 歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭の保護者や児童の医療費助成等により支援します。 | 子育て支援課 |

### 【目 標】

- 1 常時サポート、支援できる体制を確保します。

## 基本施策 9 子ども・若者の自殺対策の更なる推進



厚生労働省「人口動態統計」によると、若年層の死因に占める自殺の割合は高い状況となっており、若年層の自殺対策を推進する必要があります。

支援を必要とする子ども、若者のライフステージや社会とのつながりの有無など立場の違いにより、自殺に追い込まれる事情も異なることから、置かれている状況に沿った対策を行います。

小・中学校においては、児童・生徒が命の大切さを実感し、「生活上の悩み」、「いじめ」などからＳＯＳを出すこと、ＳＯＳを受け止めることができるよう「道徳教育」や「教育相談」の推進を図ります。

また、児童・生徒が発するＳＯＳをどのように受け止めるかなど、相談体制の充実、支援者の対応や理解、更に法務省の人権擁護機関による小・中学校「子ども人権ＳＯＳミニレター」の配布などのような関係機関との連携を深めた取組を推進します。

### ① 児童・生徒への支援の充実

| 事業・取組                  | 内 容                                                                                                                                                         | 担当課   |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| スクールカウンセラーの配置          | スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談を行います。                                                                                                                              | 学校教育課 |
| 学校での支援体制               | 学校毎に相談ポストの設置や教育相談を行い、児童生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童生徒に対し、家庭訪問等にて状況確認を行い、適切に対応します。                                                               | 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）活用事業 | スクールソーシャルワーカー４人を配置し、不登校等の課題を抱えた児童生徒及び保護者の悩みを解消するための相談を受け、状況によっては学校や相談機関、児童相談所等と連携のパイプ役も担います。                                                                | 学校教育課 |
| 心の教室相談員配置事業            | 市内９中学校に４人の相談員を配置し、学校生活に不安や課題を抱えている児童生徒や保護者からの相談を受けています。また、授業以外の時間で声かけを行い、いじめの早期発見・早期解決や再発防止を図っていきます。<br>いじめを受けた児童生徒が助けを求められる環境づくりや体制づくり（子ども 110 番）等を行っています。 | 学校教育課 |

| 事業・取組                            | 内 容                                                                                                                                                                                 | 担当課   |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 子どものサポート<br>(適応指導教室<br>：スマイルルーム) | 指導員 4 名を配置し、仲間とのふれあう機会を提供しながら学習の補助や体験活動を通して、自立心や社会とのかかわり等の能力を養い、学校へ復帰できるよう指導、援助を行います。<br>不登校の児童生徒は本人だけでなく、学校や家庭環境、そのほか様々な課題を抱えている例が多く、課題を解決するためにも、指導員の研修等の充実に取り組みながら、個々の課題の解決に努めます。 | 学校教育課 |
| 思春期保健事業                          | 小中学生を対象に「いのちの教育」を実施します。<br>思春期の子どもたちへ命の大切さを伝えることは、自己肯定感、自己効力感を高め、自己を大切にすることにつながり、自殺リスクを軽減できます。<br>望まぬ妊娠等のリスクを低下させて問題を抱えた際の窓口相談を周知し、支援体制強化につなげていきます。                                 | 市民健康課 |
| 女性・家庭児童相談事業                      | 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り等を通じて、児童虐待の発生予防、児童等への支援に努めます。<br>ヤングケアラーについて、周知・啓発を積極的に行い、相談受付等を通じて悩みを把握し、児童生徒の支援を行います。                                                       | 社会福祉課 |

## ② SOSの出し方に関する教育の推進

| 事業・取組                      | 内 容                                              | 担当課   |
|----------------------------|--------------------------------------------------|-------|
| 児童生徒の自殺予防に役立つ教育の推進         | 授業において、様々な困難やストレスの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。 | 学校教育課 |
| 道徳教育、体験活動の充実<br>(命の大切さの教育) | 生命の大切さや仲間と協力する機会を設け、「命について」学ぶ学習・体験を推進します。        | 学校教育課 |

## ③ 子どもへの支援の充実

| 事業・取組    | 内 容                                                                                             | 担当課    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 子ども医療費助成 | 18 歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成することで、児童の病状の重篤化を防ぐとともに、医療機関において、保護者の育児に対する不安や悩み、児童への暴力・虐待の発見につなげるようにします。 | 子育て支援課 |

#### ④ 若者への支援の充実

| 事業・取組        | 内 容                                                                                                                                                                                     | 担当課   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 青少年問題協議会の開催  | 協議会において、青少年の現状や対策、抱える問題を共有することで、自殺に関する情報の収集や関係団体等の連携を図ります。                                                                                                                              | 社会教育課 |
| 青少年育成市民会議の設置 | (1) 青少年育成市民会議の開催（年１回）<br>(2) 地域青少年育成会への補助金交付<br>(3) 青少年育成の日のつどいの実施<br>会議やつどいの中で、青少年の現状や子ども会、育成会の活動状況の情報提供を行うことで、現状や育成活動についての理解を深めてもらう機会を作ります。<br>地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会とします。 | 社会教育課 |

#### 【目 標】

- 1 小・中学校において「命の大切さを考える授業公開」を実施します。
- 2 児童・生徒の悩み等の相談ができる体制の強化に努め、心の教室やＳＳＷなどの活用によりきめ細かな相談体制を確立します。

## 基本施策 10 勤務問題による自殺対策の更なる推進



仕事と生活を調和させ、誰もがやりがいや充実感を感じながら健康で働き続けることができる社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの確保、職場のメンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援の普及啓発、相談体制の整備・充実を推進します。

また、失業者対策への取組も推進していきます。

### ① ハラスメント防止対策の推進

| 事業・取組            | 内 容                                                        | 担当課   |
|------------------|------------------------------------------------------------|-------|
| ハラスメント防止に関する普及啓発 | 各種ハラスメントに関する情報を市内事業者・商工団体等に提供し、理解促進を行います。                  | 経済政策課 |
| 相談窓口等の周知         | 心配ごと相談や無料法律相談窓口等の周知を図ります。                                  | 社会福祉課 |
| 雇用対策事業           | 雇用対策協定運営協議会（市、川内公共職業安定所）で産業人材の育成や雇用環境の向上に資する施策を総合的に取り組みます。 | 経済政策課 |

### ② 失業者対策の取組の推進

| 事業・取組  | 内 容                                                                          | 担当課   |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 雇用対策事業 | 市内事業者の求人情報を関係機関と連携した情報提供を行うと共に、求職者に対して、市内事業所の魅力発信に繋がる取組を進め、市内事業所への就労促進を図ります。 | 経済政策課 |

### 【目 標】

- 1 ハラスメント防止の理解促進や無料法律相談窓口等の周知を図ります。

## 基本施策 11 女性への支援



妊産婦や子育て世代、働く女性など女性特有の視点を踏まえ、相談支援体制の充実を図るとともに関係機関と連携しながら女性への支援を推進します。

### ① 妊産婦への支援の充実

| 事業・取組       | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課   |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 母子健康手帳交付    | 妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付します。<br>母子手帳交付時に産前産後のメンタルヘルス（産後うつ等）について周知し、産後うつ予防や妊婦自身や家族が必要に応じて相談できる体制を整えます。<br>また、精神疾患の既往がある、不安が強いと思われる妊婦を把握し、医療機関と連携しながら早期から支援を行います。                                                                                                                                          | 市民健康課 |
| 新生児訪問指導     | 新生児および産婦に対し、指定指導者（保健師・助産師）による家庭訪問を行い、必要な保健指導を実施します。<br>育児への不安等から、うつのリスクを抱える可能性のある産後に助産師や保健師が家庭訪問し、母子の心身の状況を把握、適切な助言・指導を提供することで、リスクを軽減します。また、リスクを抱えた母子の継続支援を行うことで自殺予防を含めた包括的支援を提供していきます。                                                                                                                | 市民健康課 |
| 母子保健推進員訪問活動 | 母子保健推進員を通して、妊娠8か月の妊婦及び生後2か月児を対象に家庭訪問を実施し、育児状況の確認、情報提供を行います。                                                                                                                                                                                                                                            | 市民健康課 |
| 乳幼児健康診査     | 乳幼児期に健康診査及び歯科健康診査を行うことにより、育児に関する情報の提供や保健指導・栄養指導・歯科指導等を行い、育児不安を軽減し、保護者が健やかに子どもを育てることができるよう支援します。また、乳幼児の発育・発達の確認及び健康障害の早期発見を図ります。<br>6か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査を集団で実施します。<br>育児ストレスを増加させる要因となる児の疾患や障害、発育発達の遅れを早期発見し、保健師が面接において、適切な助言や支援を行うことで育児不安や育児ストレス等のリスク軽減を図り、必要時、関係機関へとつなぐ等の対応を行うことで包括的支援を提供していきます。 | 市民健康課 |

| 事業・取組    | 内 容                                                                                                                                                                                                              | 担当課   |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 産後ケア事業   | <p>出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が、助産所または産後ケアを実施する医療機関に入所して、母体の保護・保健指導等のサービスを受ける支援を推進します。</p> <p>育児への不安等から、うつのリスクを抱える可能性のある出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供することでリスク軽減を図り、退院後も他専門機関と連携して支援を継続することで育児不安や自殺リスクの軽減を図っていきます。</p> | 市民健康課 |
| 母子相談     | <p>子どもの発育・発達等について、来所等による相談する場を提供します。</p> <p>子どもの成長発達や育児に関する様々な悩み等について、相談に応じることで、不安の解消や問題を早期に発見し対応していきます。</p>                                                                                                     | 市民健康課 |
| 養育支援訪問事業 | <p>養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師等がその居宅を訪問して、養育に関する指導・助言を行うことにより、育児不安の解消や産後うつ病予防、さらに児童虐待防止に取り組みます。</p>                                                                                                           | 市民健康課 |

## ② 顕在化した課題や問題を抱える女性支援

| 事業・取組        | 内 容                                                                                                                                      | 担当課   |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①女性・家庭児童相談事業 | <p>児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り等を通じて、児童虐待の発生予防、児童等への支援に努めます。</p> <p>ヤングケアラーについて、周知・啓発を積極的に行い、相談受付等を通じて悩みを把握し、児童生徒の支援を行います。</p> | 社会福祉課 |

## 【目 標】

- 1 女性特有の課題や問題について、支援・相談できる体制を充実させます。

## 2 重点施策

本市の平成 30 年～令和 4 年の 5 年間の主な自殺の特徴をみると男性の高年齢層が上位を占め、また、自殺危機経路として、仕事を中心とした要因や生活苦、身体疾患、介護、ひきこもりなどの要因の影響によりうつ状態となり、自殺に至ってしまう傾向が見られます。

薩摩川内市自殺実態プロファイル（いのち支える自殺対策推進センター作成）においても「高齢者」「生活困窮」に関わる自殺に対する取組が優先的に取り組むべき課題とされており、これらを重点施策として位置付け、それぞれの課題や対象者に対する、全庁的な取組とともに外部機関とも連携し対策を推進していきます。



### 重点施策 1 高齢者に対する取組

高齢者は、死別、離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、閉じこもりや抑うつ状態になりやすいことから、自殺リスクが高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

今後、団塊世代の高齢化が進むことで、介護に関わる悩みも一層増えていくことが考えられます。高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えてつつあるのが現状です。

そこで、高齢者支援に関する情報を高齢者本人や支援者に積極的に発信し、高齢者を支える家族や介護者等への支援の推進、あわせて、高齢者一人ひとりが生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、高齢者への対策を推進していきます。

#### ※ 外部機関との連携

地域包括支援センター、在宅介護支援センター、在宅医療支援センター  
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会、権利擁護センター、川薩保健所

#### ① 包括的な支援のための連携推進

| 取 組          | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域包括支援センター事業 | 高齢者の相談窓口として、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために介護サービス、福祉、医療、権利擁護等様々なサービスを包括的、継続的に提供し、支援を行います。<br>保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が連携し、本人や家族等に寄り添い、支援を行います。<br>地域包括支援センターの設置・運営に関する協議調整や地域包括ケア基盤整備、地域の関係者間のネットワーク構築などを行います。<br>【高齢・介護福祉課】 |

| 取 組     | 内 容 【担当課】                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者相談事業 | 高齢者等の相談を総合的に受け、介護保険や必要と思われる制度、地域資源の情報提供など行い支援します。<br>高齢者等の様々な相談について、本人、家族等に寄り添い、抱え込まずに行政や地域資源をうまく利用しながら地域で生活できるよう支援を行います。<br>【高齢・介護福祉課】 |

## ② 地域における要介護者に対する支援

| 取 組             | 内 容 【担当課】                                                                              |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防、生活支援サービス事業 | 要支援者などに対し介護予防を目的として、日常生活上の支援及び機能訓練やとじこもり予防、自立支援に資するサービスを提供します。<br>【市民健康課、高齢・介護福祉課】     |
| 生活指導型ショートステイ事業  | 疾病ではないが、体調が不調な状態に陥った高齢者等を養護老人ホームに一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図るなどの支援を行います。【高齢・介護福祉課】 |

## ③ 高齢者の健康不安に対する支援

| 取 組       | 内 容 【担当課】                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症相談     | 専門医などによる講演を開催し、認知症の正しい知識の普及・啓発を図り、広く市民意識の向上に努めることにより、認知症の早期発見・対応や予防意識の向上を図ります。【高齢・介護福祉課】        |
| こころの健康相談  | 月1回（予約制）臨床心理士による健康相談を実施します。<br>こころの病がある、眠れない等の訴えがある方は、自殺のハイリスク者です。相談をきっかけに次の支援へつなげていきます。【市民健康課】 |
| 健康相談・健康教育 | 心身の健康について相談に応じる健康相談や、組織・団体等からの依頼による健康教育を行います。【市民健康課】                                            |

## ④ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防

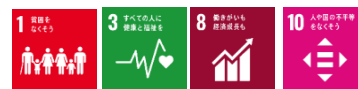
| 取 組           | 内 容 【担当課】                                                                          |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症サポーター等     | 地域や職域において、認知症サポーターによる、認知症の人や家族への見守りや声かけなどの行うための支援を推進します。【高齢・介護福祉課】                 |
| 高齢者クラブ助成事業    | 高齢者クラブが行う生きがいづくりや健康づくり、相互扶助及び地域貢献活動を通じた明るい長寿社会づくりその活動に対し、助成・支援を行っています。【高齢・介護福祉課】   |
| 高齢者訪問給食サービス事業 | 食事を確保することが困難な高齢者で、健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図り、かつ、安否確認もでき、配食を通じて見守りを行います。<br>【高齢・介護福祉課】 |
| 介護予防元気度アップ事業  | 介護予防を目的とした元気度アップ事業を通して、高齢者の地域貢献や社会参加を促すことで閉じこもりや引きこもりなどの孤独や孤立を予防します。<br>【高齢・介護福祉課】 |
| 介護予防教室        | 介護予防教室を実施することで、ストレス解消やリフレッシュの場となり、認知症やうつ病の予防を図ります。【高齢・介護福祉課】                       |

| 取 組    | 内 容 【担当課】                                                                         |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症カフェ | 認知症の方やその家族・地域の方などで誰でも気軽に集った語らえる憩いの場であり、息抜きの場、情報交換の場を提供し、孤立・孤独の予防につなげます。【高齢・介護福祉課】 |

#### ⑤ 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援

| 取 組            | 内 容 【担当課】                                                                                                                        |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緊急通報体制等整備事業    | 高齢者が安心して自宅で生活ができるように、緊急通報サービスを受けることが必要と判断された者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、体調急変時や転倒して自ら起き上がれない場合等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るなどの支援を行います。【高齢・介護福祉課】 |
| 高齢者日常生活用具給付等事業 | 心身が弱くなってきた高齢者のために火災報知機、自動消火器、電気調理器などの日常生活用具を給付します。【高齢・介護福祉課】                                                                     |
| 高齢者住宅等安心確保事業   | 市営・県営住宅のうち、高齢者用に整備されて住宅に入所する高齢者世帯に、生活支援員による安否確認や生活相談への対応を行い、生活面と健康面の不安解消につなげます。【高齢・介護福祉課】                                        |
| 養護老人ホームへの入所    | 65 歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の支援を行います。【高齢・介護福祉課】                                                                                 |
| 成年後見制度利用支援事業   | 認知症、知的障害又は精神障害の状態にあるため、判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障のある者であり、かつ身寄りがない高齢者に対し、本人を法律的に支援します。【社会福祉課】                                          |

## 重点施策２ 生活困窮者や職場環境に対する取組



生活困窮の背景として、失業、多重債務、依存症、障害、介護など多様な問題を複合的に抱えることが多い傾向です。

そのため、生活困窮は経済的な困窮にとどまらず、自殺リスクが高い傾向があります。市でも関係部局が連携しながら、包括的に生きる支援を図る必要があるため、各相談機関との連携等による生活困窮に陥った人への支援を図っていきます。

有職者の自殺の背景に、勤務（過労やパワハラ、職場の人間関係、配置転換）にまつわる様々な問題がきっかけとなります。

勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制を強化すると同時に、勤務問題の現状や対策についての周知・啓発活動を強化し、労働者の働きやすい環境の整備や仕事への不安軽減につながるような事業の取組などを行います。

また、支援につなぐ必要な人材の育成や対策などにも取り組みます。

### ※ 外部機関との連携

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会  
（生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金の貸付等）、  
鹿児島県弁護士会、行政書士会、司法書士会、ハローワーク川内、川薩保健所  
川内労働基準監督署、北薩地域産業保健センター

### ① 他機関とのネットワークの構築と相談窓口の充実

| 取 組         | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こころの健康相談    | 月１回（予約制）臨床心理士による健康相談を実施します。<br>こころの病がある、眠れない等の訴えがある方は、自殺のハイリスク者です。<br>相談をきっかけに次の支援へつなげていきます。【市民健康課】                                                                            |
| 無料相談窓口      | 心配ごと相談、弁護士による法律全般の相談、司法書士による多重債務問題等の相談、行政書士会による悩みごとの相談の開催をするとともに、相談窓口開設の周知を図ります。【社会福祉課】                                                                                        |
| 生活困窮者自立支援事業 | 関係機関において、すでに生活困窮の端緒を把握している人が確実に相談支援につなげる体制を整備していきます。<br>生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、ニーズに応じた各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を実施していきます。支援調整会議に保健師、ソーシャルワーカーなど加わり、支援事業の共有化を図ります。【社会福祉課】 |
| 消費者ホットライン   | 消費生活に関することで困ったときは、専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんなどを行います。【社会福祉課、市消費生活センター】                                                                                       |
| 消費生活相談事業    | 消費生活に関する各種相談ケースの聞き取りの中で、生活環境、相談者の心境を把握し、関係機関へ繋ぐなどの支援をします。【社会福祉課】                                                                                                               |

## ② 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

| 取 組        | 内 容 【担当課】                                                                                                      |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活保護制度     | 生活に困窮している人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長します。<br>受給世帯の課題を的確に把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。<br>【保護課】 |
| 被保護者就労支援事業 | 現に生活保護を受けている人の自立の助長を図る観点から、就労支援を強化するために就労支援員を配置し、ハローワーク川内との連携により就業に向けた支援を行います。【保護課】                            |

## ③ 勤務問題によるリスク低減に向けた支援を早期につなぐための連携の強化

| 取 組       | 内 容 【担当課】                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無料相談窓口    | 心配ごと相談、弁護士による法律全般の相談、司法書士による多重債務問題等の相談、行政書士会による悩みごとの相談の開催をするとともに、相談窓口開設の周知を図ります。【市民課、社会福祉課】         |
| こころの健康相談  | 月1回（予約制）臨床心理士による健康相談を実施します。<br>こころの病がある、眠れない等の訴えがある方は、自殺のハイリスク者です。<br>相談をきっかけに次の支援へつなげていきます。【市民健康課】 |
| イクボス宣言の推奨 | イクボスの輪を市内全域に広げていくため、事業所からの「イクボス宣言」を推奨し、紹介し、ワークライフバランスを推進します。【コミュニティ課】                               |

## ④ 経営上の問題や課題等の相談支援

| 取 組      | 内 容 【担当課】                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 地域経済対策事業 | 経営上の様々な課題に関して、関係機関と連携して相談に応じます。経営者の問題状況を把握し、支援につなげていきます。【経済政策課】 |
| 企業支援事業   | 経営の安定、雇用の安定に資する支援・補助事業に取り組みます。<br>【経済政策課】                       |

## ⑤ ハラスメント対策など労働者の働きやすい環境づくりの整備

| 取 組              | 内 容 【担当課】                                                             |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 相談窓口等の周知         | 心配ごと相談や無料法律相談窓口等の周知を図ります。【社会福祉課】                                      |
| ハラスメント防止に関する普及啓発 | 各種ハラスメントに関する情報を市内事業者・商工団体等に提供し、理解促進を行います。【経済政策課】                      |
| 雇用対策事業           | 雇用対策協定運営協議会（市、川内公共職業安定所）で産業人材の育成や雇用環境の向上に資する施策を総合的に取り組みます。<br>【経済政策課】 |

## 重点施策3 子ども・若者に対する取組



近年、インターネットやゲーム、SNS等の普及により子ども・若者を取り巻く環境は劇的に変化しています。いじめやひきこもりなどの問題が深刻化するなど抱える悩みは多様であり、ライフステージに応じた対応が求められます。SOSの出し方教育の推進や悩みの解決に向けた相談体制の充実を図るなど、子ども・若者への支援を推進していきます。

### ※ 外部機関との連携

川薩保健所、社会福祉協議会、児童発達支援事業所、基幹相談支援センター  
児童相談所、北薩児童家庭支援センター、医療機関、北部児童相談所  
薩摩川内警察署、教育機関、幼稚園・保育園・認定こども園、児童養護施設  
母子生活支援施設、障害者（児）支援機関

### ① 児童・生徒への支援の充実

| 取 組                    | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                                |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 思春期保健事業                | 小中学生を対象に「いのちの教育」を実施します。<br>思春期の子どもたちへ命の大切さを伝えることは、自己肯定感、自己効力感を高め、自己を大切にすることにつながり、自殺リスクを軽減できます。<br>望まぬ妊娠等のリスクを低下させて問題を抱えた際の窓口相談を周知し、支援体制強化につなげていきます。<br>【市民健康課】                           |
| スクールカウンセラーの配置          | スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心理相談を行います。<br>【学校教育課】                                                                                                                                                |
| 学校での支援体制               | 学校毎に相談ポストの設置や教育相談を行い、児童生徒が担任や養護教諭と気軽に相談できる体制を構築します。また、連続で欠席した児童生徒に対し、家庭訪問等にて状況確認を行い、適切に対応します。【学校教育課】                                                                                     |
| スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業 | スクールソーシャルワーカー4人を配置し、不登校等の課題を抱えた児童生徒及び保護者の悩みを解消するための相談を受け、状況によっては学校や相談機関、児童相談所等と連携のパイプ役も担います。【学校教育課】                                                                                      |
| 心の教室相談員配置事業            | 市内9中学校に4人の相談員を配置し、学校生活に不安や課題を抱えている児童生徒や保護者からの相談を受けています。また、授業以外の時間で声かけを行い、いじめの早期発見・早期解決や再発防止を図っていきます。いじめを受けた児童生徒が助けを求められる環境づくりや体制づくり（子ども110番）等を行っていきます。【学校教育課】                            |
| 子どものサポート（適応教室：スマイルルーム） | 指導員4人を配置し、仲間とのふれあう機会を提供しながら学習の補助や体験活動を通して、自立心や社会とのかかわり等の能力を養い、学校へ復帰できるよう指導、援助を行います。<br>不登校の児童生徒は本人だけでなく、学校や家庭環境、そのほか様々な課題を抱えている例が多く、課題を解決するためにも、指導員の研修等の充実に取り組みながら、個々の課題の解決に努めます。【学校教育課】 |

| 取 組         | 内 容 【担当課】                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女性・家庭児童相談事業 | 児童虐待通告への早期対応に努めるとともに関係機関との情報共有や継続的な見守り等を通じて、児童虐待の発生予防、児童等への支援に努めます。ヤングケアラーについて、周知・啓発を積極的に行い、相談受付等を通じて悩みを把握し、児童生徒の支援を行います。【社会福祉課】 |

## ② SOSの出し方に関する教育の推進

| 取 組                    | 内 容 【担当課】                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------|
| 児童生徒の自殺予防に役立つ教育の推進     | 授業において、様々な困難やストレスの対処方法（SOSの出し方等）について学習する機会を設けます。【学校教育課】 |
| 道徳教育、体験活動の充実（命の大切さの教育） | 生命の大切さや仲間と協力する機会を設け、「命について」学ぶ学習・体験を推進します。【学校教育課】        |

## ③ 子どもへの支援の充実

| 取 組      | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乳幼児健康診査  | 乳幼児期に健康診査及び歯科健康診査を行うことにより、育児に関する情報の提供や保健指導・栄養指導・歯科指導等を行い、育児不安を軽減し、保護者が健やかに子どもを育てることができるよう支援します。また、乳幼児の発育・発達の確認及び健康障害の早期発見を図ります。<br>6か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査を集団で実施します。<br>育児ストレスを増加させる要因となる児の疾患や障害、発育発達の遅れを早期発見し、保健師が面接において、適切な助言や支援を行うことで育児不安や育児ストレス等のリスク軽減を図り、必要時、関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで包括的支援を提供していきます。【市民健康課】 |
| 離乳食教室    | 保護者に対し、離乳食について学び、交流する場を提供します。<br>親が不安や悩みを抱えやすい離乳食、その他の問題に対し、教室を通じて不安や悩みを解消し、支援の機会となるように支援します。【市民健康課】                                                                                                                                                                                                          |
| 親子教室     | 親が子どもの発達の遅れや異常に早く気付いて受容し、早期治療や適切な療育につなげることで、子どもの心身の順調な発育・発達を促すための教室を毎月2回実施します。<br>必要な時は、関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで包括的支援の提供を行います。【市民健康課】                                                                                                                                                                              |
| こども発達相談  | 幼児健診に心理相談員を配置し、子どもの発達等に気がかりがある保護者が相談の機会を提供します。<br>親の育児ストレス、不達成感につながりやすい子どもの発達上の問題に関して、専門家が相談に応じることで、親の負担や不安感の軽減につながります。必要時、関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで包括的な支援を提供します。【市民健康課】                                                                                                                                            |
| 子ども医療費助成 | 18歳までの子どもの医療費の自己負担分を助成することで、児童の病状の重篤化を防ぐとともに、医療機関において、保護者の育児に対する不安や悩み、児童への暴力・虐待の発見につなげるようにします。【子育て支援課】                                                                                                                                                                                                        |

#### ④ 若者への支援の充実

| 取 組          | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こころの健康相談     | 月 1 回（予約制）臨床心理士による健康相談を実施します。<br>こころの病がある、眠れない等の訴えがある方は、自殺のハイリスク者です。相談をきっかけに次の支援へつなげていきます。【市民健康課】                                                                                                |
| 青少年問題協議会の開催  | 協議会において、青少年の現状や対策、抱える問題を共有することで、自殺に関する情報の収集や関係団体等の連携を図ります。【社会教育課】                                                                                                                                |
| 青少年育成市民会議の設置 | (1) 青少年育成市民会議の開催（年 1 回）<br>(2) 地域青少年育成会への補助金交付<br>(3) 青少年育成の日のつどいの実施<br>会議やつどいの中で、青少年の現状や子ども会、育成会の活動状況の情報提供を行うことで、現状や育成活動についての理解を深めてもらう機会を作ります。<br>地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会とします。【社会教育課】 |

## 重点施策 4 女性に対する取組



女性が抱える困難は、夫婦関係の不和やDV、妊娠・子育ての悩み、親子・学校関係の問題、介護疲れ、雇用問題や貧困など様々です。また、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性の自殺リスクの高まりが懸念されます。困難を抱える女性が、その悩みに応じた適切な支援が受けられるよう、関係機関との連携を図りながら取組を進めます。

### ※ 外部機関との連携

川薩保健所、社会福祉協議会、児童相談所、北薩児童家庭支援センター  
基幹相談支援センター、医療機関、助産院、訪問看護ステーション  
北部児童相談所、薩摩川内警察署、教育機関、幼稚園・保育園・認定こども園、  
児童養護施設、母子生活支援施設、障害者（児）支援機関

### ① 妊産婦への支援の充実

| 取 組         | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子健康手帳交付    | 妊娠届出のあった妊婦に対し母子健康手帳を交付します。<br>母子手帳交付時に産前産後のメンタルヘルス（産後うつ等）について周知し、産後うつ予防や妊婦自身や家族が必要に応じて相談できる体制を整えます。また、精神疾患の既往がある、不安が強いと思われる妊婦を把握し、医療機関と連携しながら早期から支援を行います。【市民健康課】                                                                                                                                          |
| 新生児訪問指導     | 新生児および産婦に対し、指定指導者（保健師・助産師）による家庭訪問を行い、必要な保健指導を実施します。<br>育児への不安等から、うつのリスクを抱える可能性のある産後に助産師や保健師が家庭訪問し、母子の心身の状況を把握、適切な助言・指導を提供することで、リスクを軽減します。また、リスクを抱えた母子の継続支援を行うことで自殺予防を含めた包括的支援を提供していきます。【市民健康課】                                                                                                            |
| 母子保健推進員訪問活動 | 母子保健推進員を通して、妊娠8か月の妊婦及び生後2か月児を対象に家庭訪問を実施し、育児状況の確認、情報提供を行います。<br>【市民健康課】                                                                                                                                                                                                                                    |
| 乳幼児健康診査     | 乳幼児期に健康診査及び歯科健康診査を行うことにより、育児に関する情報の提供や保健指導・栄養指導・歯科指導等を行い、育児不安を軽減し、保護者が健やかに子どもを育てることができるよう支援します。また、乳幼児の発育・発達の確認及び健康障害の早期発見を図ります。<br>6か月児、1歳6か月児、2歳児歯科、3歳児健康診査を集団で実施します。育児ストレスを増加させる要因となる児の疾患や障害、発育発達の遅れを早期発見し、保健師が面接において、適切な助言や支援を行うことで育児不安や育児ストレス等のリスク軽減を図り、必要時、関係機関へとつなぐ等の対応を取ることで包括的支援を提供していきます。【市民健康課】 |

| 取 組      | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産後ケア事業   | <p>出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が、助産所または産後ケアを実施する医療機関に入所して、母体の保護・保健指導等のサービスを受ける支援を推進します。</p> <p>育児への不安等から、うつリスクを抱える可能性のある出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導を提供することでリスク軽減を図り、退院後も他専門機関と連携して支援を継続することで育児不安や自殺リスクの軽減を図っていきます。</p> <p>【市民健康課】</p> |
| 母子相談     | <p>子どもの発育・発達等について、来所等による相談する場を提供します。</p> <p>子どもの成長発達や育児に関する様々な悩み等について、相談に応じることで、不安の解消や問題を早期に発見し対応していきます。【市民健康課】</p>                                                                                                            |
| 養育支援訪問事業 | <p>養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師等がその居宅を訪問して、養育に関する指導・助言を行うことにより、育児不安の解消や産後うつ病予防、さらに児童虐待防止に取り組みます。【市民健康課】</p>                                                                                                                  |

## ② 顕在化した課題や問題を抱える女性支援

| 取 組         | 内 容 【担当課】                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 女性・家庭児童相談事業 | <p>女性が抱える様々な悩み事に対し、生活環境、相談者の心境を把握し、困難を抱えた女性を支援員が関係機関と連携しながら支援します。【社会福祉課】</p>                                                                                                  |
| 女性活躍推進事業    | <p>男女共同参画センターにおいて、男女を問わず様々な問題を抱える人を支援する相談窓口の設置とともに、相談につながりづらい女性や女兒を、必要な相談支援につなげることを目的として、関係機関と連携した女性の相談窓口を設置します。</p> <p>また、女性に寄り添った支援として生理用品の無償提供を実施します。</p> <p>【コミュニティ課】</p> |

## 第 5 章 計画の推進体制・進行管理

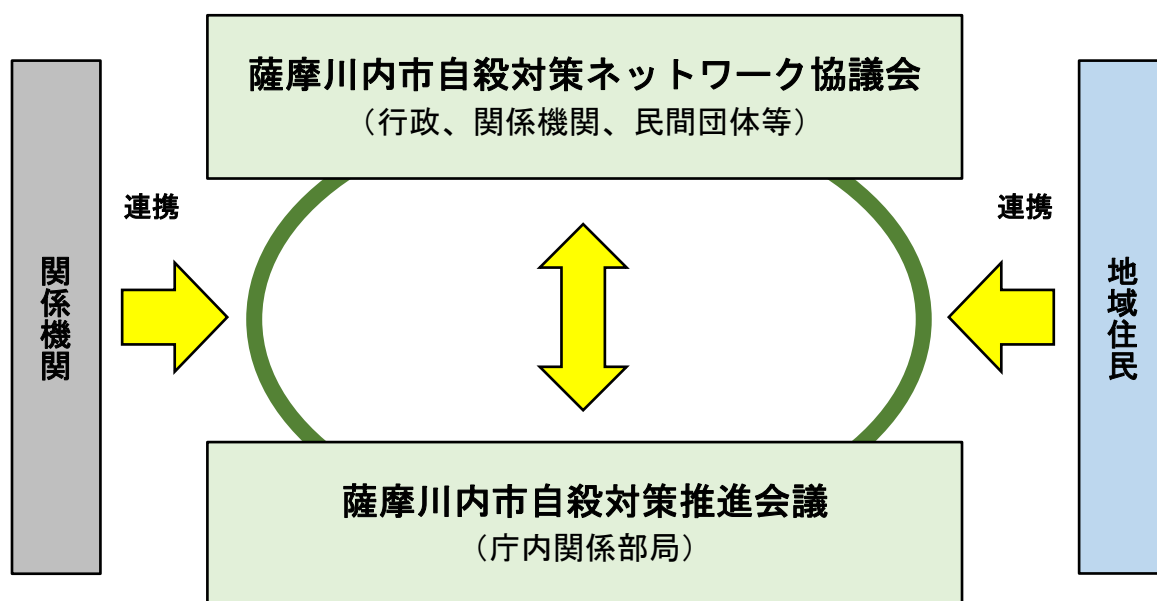
---



## 1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、関係機関、民間団体、行政等で構成する「薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会」を設置し、連携強化を図るとともに、自殺対策を総合的かつ効果的に推進できる体制を整えます。

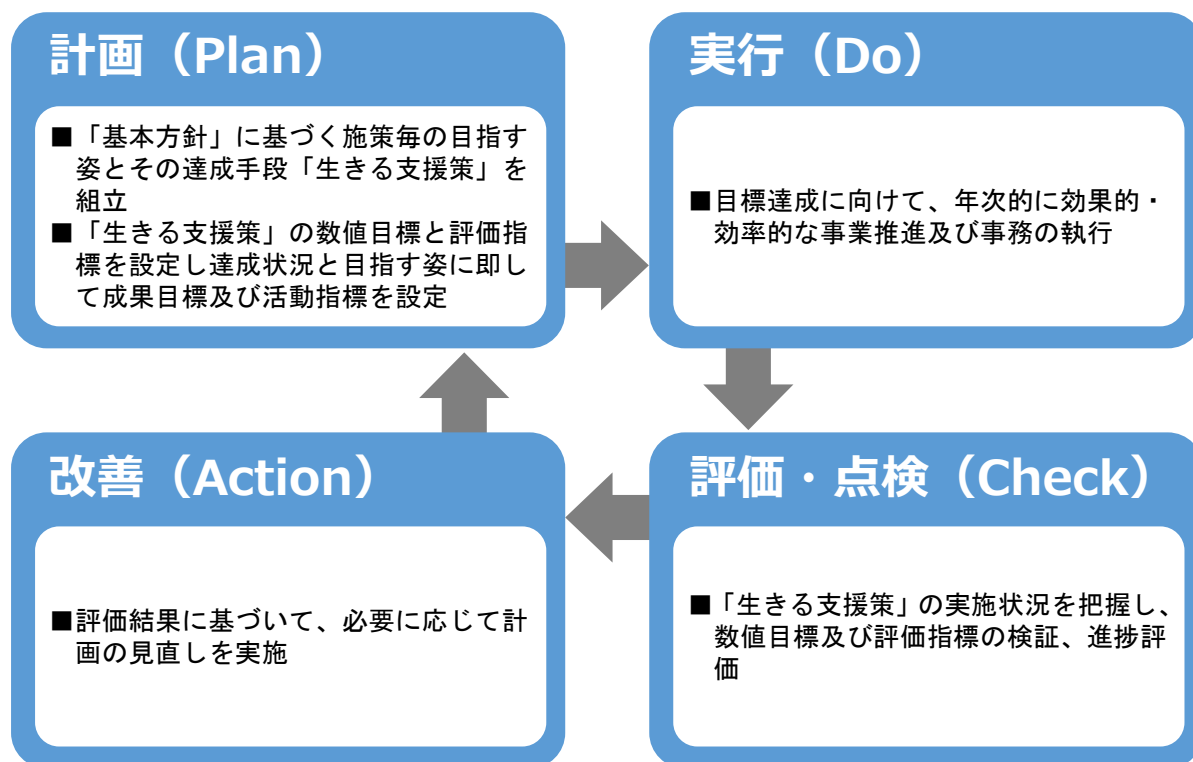
また、庁内における自殺対策の着実な推進を図るため、庁内関係部局による「薩摩川内市自殺対策推進会議」をあわせて設置し、計画の進行管理を行うとともに、関連施策相互の有機的な連携を図りながら、計画の推進を行います。



## 2 計画の進行管理

計画を効果的かつ着実に推進するため、PDCAサイクルによる適切な進行管理を継続的に実施します。

なお、進行管理は、自殺対策推進会議において、定期的に施策の進行状況を把握・点検・評価していきます。



## 資料編

---



## 薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 薩摩川内市自殺対策計画の推進にあたり、各関係機関・団体と連携し、本市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自殺対策の施策の推進に関する事
- (2) 自殺対策計画の策定、改定及び検証に関する事
- (3) 自殺対策に係る関係機関の連携方策に関する事
- (4) その他市自殺対策に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者をもって20人以内で組織する。

- (1) 保健医療関係団体の代表
- (2) 社会福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地域関係団体の代表
- (5) 労働・雇用関係団体の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の委嘱)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 薩摩川内市自殺対策ネットワーク協議会委員名簿

| 区分        | 委員種別         | 氏名        | 所属団体名（職名）                                      |
|-----------|--------------|-----------|------------------------------------------------|
| 第1号<br>委員 | 保健医療関係団体の代表  | 岩 川 俊 二   | 川内市医師会<br>（川内市医師会 副会長）                         |
|           |              | 松 田 志 保 美 | 鹿児島県看護協会川薩地区<br>（看護師）                          |
| 第2号<br>委員 | 社会福祉関係団体の代表  | 石 原 大 吾   | 薩摩川内市社会福祉協議会<br>（地域包括支援センター長）                  |
|           |              | 大 迫 豊 昭   | 薩摩川内市民生委員・児童委員協議会連合会<br>（隈之城民生委員・児童委員協議会 会長）   |
| 第3号<br>委員 | 教育関係団体の代表    | 松 本 眞 一   | 薩摩川内市校長会中学校部会<br>（川内南中学校 校長）                   |
|           |              | 荒 田 修     | 薩摩川内市内高等学校校長代表<br>（川内高等学校 校長）                  |
| 第4号<br>委員 | 地域関係団体の代表    | 長 坂 正 雄   | 薩摩川内市地区コミュニティ協議会連絡会<br>（清色地区コミュニティ協議会 会長）      |
|           |              | 上 口 敬 子   | 川内人権擁護委員協議会<br>（事務局員）                          |
| 第5号<br>委員 | 労働・雇用関係団体の代表 | 三 浦 辰 男   | 連合北薩地域協議会<br>（事務局長）                            |
|           |              | 二 石 和 伸   | 川内労働基準監督署<br>（署長）                              |
| 第6号<br>委員 | 学識経験者        | 中 村 誠 文   | 鹿児島純心大学<br>（人間教育学部 准教授）                        |
|           |              | 藏 前 有 代   | 鹿児島県弁護士会<br>（弁護士）                              |
| 第7号<br>委員 | 関係行政機関の職員    | 岩 松 洋 一   | 鹿児島県北薩地域振興局保健福祉環境部<br>（北薩地域振興局保健福祉環境部長兼川薩保健所長） |
|           |              | 坂 元 竜 太   | 薩摩川内警察署<br>（生活安全課長）                            |
|           |              | 小 柳 津 賢 一 | 薩摩川内市<br>（保健福祉部長）                              |
|           |              | 上 大 迫 修   | 薩摩川内市教育委員会<br>（教育部長）                           |

## 第2期薩摩川内市自殺対策計画

令和6年3月

薩摩川内市 保健福祉部 社会福祉課

〒895-8650

鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

TEL (0996) 23-5111

FAX (0996) 20-5570

